

西条市男女共同参画計画

わたしを活かす・地域をいかす



西条市

は じ め に

少子・高齢化時代の到来、暮らしと命に関わる地球環境問題、長期にわたる経済停滞などかつてない困難な課題が山積みするなか、私たちが真に豊かで生きがいの持てる社会を築くためには、市民一人ひとりが地域社会の一員として世代や性別を超えて、自らの持てる個性や能力が十分に発揮できる地域社会づくりを進めていかなければなりません。

とりわけ市民の半数を占める女性が、男性とともにお互いのパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が不可欠です。

男女共同参画につきましては、旧2市2町で、それぞれ取り組んでまいりました。そして、平成16年11月1日新「西条市」誕生に伴い、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の理念や、平成17年12月に改定された「男女共同参画基本計画」、社会経済環境の変化などを踏まえ、平成27年度を目標年度とする「西条市男女共同参画計画 ～わたしを活かす・地域をいかす～」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき「男女共同参画社会」の実現を目指していきたいと考えております。そのためには、法律や制度を整備するだけでなく、行政はもとより、企業、団体、そして市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要です。職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただきますよう、皆様方の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、計画策定に当たり御尽力をいただきました西条市男女共同参画推進会議の委員の皆様方、貴重な御意見をいただきました市民の方々をはじめ、関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

平成18年3月

西条市長 伊藤 宏太郎

目次

第1章	計画の理念	1
第2章	計画策定の背景	2
1	男女共同参画を取り巻く社会状況	
2	世界・国の動き	
3	愛媛県の動き	
第3章	計画の概要	6
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格及び期間	
第4章	計画の体系及び内容	8
1	計画の体系	
2	計画の内容	
	基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重	10
	主要施策① 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶	
	② メディアにおける人権の尊重	
	③ 生涯を通じた女性の健康支援	
	基本目標Ⅱ 男女平等、男女共同参画への意識づくり	16
	主要施策① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	
	② 男女共同参画の視点に立った教育	
	基本目標Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大	20
	主要施策① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	② 女性の能力開発とその活用促進	
	基本目標Ⅳ とともに支えあう家庭と地域	24
	主要施策① 男女がともに参画する家庭・地域づくり	
	② 安心して子どもを生み育てられる環境の整備	
	③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備	
	基本目標Ⅴ 働く場における男女共同参画	30
	主要施策① 男女均等な雇用環境の整備	
	② 多様な働き方を可能にする労働環境の整備	
	③ 農林水産業、商工自営業における男女共同参画	

第5章	推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 36
1	計画の進行管理・公表	
2	西条市職員の研修機会等の充実	
3	国・県・関係機関・市民との連携	

参考資料		
	男女共同参画社会基本法	・ ・ ・ ・ ・ 38
	男女共同参画へのあゆみ	・ ・ ・ ・ ・ 45
	市民意識調査概要	・ ・ ・ ・ ・ 49

第1章 計画の理念

西条市は、市民一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画を取り巻く社会状況

(1) 少子高齢化の進行

出生率の低下により、少子化が進行しています。この原因として、結婚をめぐる価値観が多様化し、晩婚化・非婚化が進んでいること、「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方を前提とした働き方などが育児と仕事の両立を困難にしていること等が考えられます。

今後、経済社会の活動を維持し、持続可能な社会を築いていくためには、女性も男性も、性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

また、高齢化も進行しています。高齢化をめぐる問題には、高齢者に占める女性の割合が高いこと、介護は主に女性が担っていること等から、女性が深く関わっています。従来のような女性中心の家族介護では、現実に対応できなくなっており、男性の介護への参加促進や介護保険制度、介護サービスの充実・向上等に取り組む必要があります。

(2) 女性の社会進出

働く女性は、年々増加するとともに、長引く景気低迷や産業構造の変化により、その就業形態も多様化しています。パートや契約・派遣社員といった正社員以外の働き方が増えており、労働条件等の整備の必要性が求められています。

そのため、女性も男性も多様で柔軟な働き方が選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されるよう環境整備をする必要があります。

(3) 家族形態の多様化

近年、家族規模は一貫して縮小しており、単身世帯や夫婦のみの世帯、さらにひとり親と子どもの世帯が増加しています。今後とも、この傾向は続くと考えられ、特に高齢者を中心とした単身世帯の増加が顕著になる等、全体として家族形態の多様化が進むことが予想されます。

そのため、女性だけでなく男性も育児・介護等に関わり、男女が共に参画する家庭・地域づくりや男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりが必要です。

（４）地域社会の変化

核家族化、単身世帯の増加、女性の社会進出等と相まって、地域での支えあいやコミュニティづくりがこれまで以上に重要性を増すものと思われます。

女性も男性も地域の活動に平等に参加し、多様なアイデアを出し合いながら、まちづくりを行っていきけるような取り組みが求められています。そして、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものにしていくことが期待されます。

特に男性については、従来職場中心の意識から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

（５）情報化の進展による就業構造の多様化

情報通信ネットワークの進展は、地域を越えたネットワークや幅広い人間関係の形成等をもたらし、個人の生活に大きく影響を与え、在宅勤務、SOHO※等、就労形態の多様化を促進しています。

また、これは、女性の様々な分野への参画機会を拡大する一方、的確に対応できなければ男女間の情報活用能力の差を生じさせることとなります。

そのため、情報化に対応した職業能力の開発や多様な就労形態に対する環境整備等が求められています。

用語解説

※ SOHO (Small Office Home Office)

個人企業家や自営業者が情報通信機器（パソコンやインターネットなど）を活用し、小規模オフィスや自宅で仕事を行う形態。

2 世界・国の動き

平成 7 年（1995 年）に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」においては、「北京宣言」が採択され、女性への暴力、環境、政治参加を含む平成 12 年（2000 年）までの優先事項として 12 項目の戦略目標が定められました。そして、平成 12 年（2000 年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、行動綱領が各国でどれだけ達成されたかを検討評価し、今後の各国の取るべき行動目標が成果文書として採択されました。

一方、国においては、平成 8 年（1996 年）に内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。この答申は、第 4 回世界女性会議の成果を踏まえて、平成 22 年（2010 年）までを念頭に男女共同参画社会への展望とその概念、目標を明確にして取り組むべき方向についてとりまとめたものです。政府はこれを受けて、平成 8 年 12 月に男女共同参画社会の理念を確立し、明確な目標を示す「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

更に、平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の基本理念を明らかにしてその方を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進するため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 22 年（2010 年）までの施策の基本的方向などを明確にしました。平成 13 年（2001 年）には、内閣府に男女共同参画局の設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定、平成 14 年（2002 年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、平成 16 年（2004 年）には「DV防止法」が改正されるなど、男女共同参画社会を推進していくための体制強化を図っています。

3 愛媛県の動き

愛媛県においては、昭和 62 年（1987 年）に女性の社会参加の促進、能力の開発などを図るための拠点として「愛媛県女性総合センター」が開館し、平成 3 年（1991 年）に男女共同参画を推進する中核機構として「えひめ女性財団」が設立されています。

平成 4 年（1992 年）には、「愛媛県女性行動計画」が策定され、その後、一部の改定を行いながら男女共同参画社会の形成に向け、様々な施策を総合的・体系的に展開していました。そして、平成 12 年度（2000 年度）に計画期間が終了したため、平成 13 年（2001 年）に新たな「愛媛県男女共同参画計画」が策定されました。

さらに、平成 14 年（2002 年）には、愛媛県の特長や実態に即して実効ある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」を制定し、県民、企業、団体、市町村、県等が一体となった、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っています。

第3章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

旧西条市においては、平成14年3月に「西条市男女共同参画計画」を、旧東予市においては平成8年3月に「東予市女性行動計画」を策定し、旧丹原町、旧小松町においてもそれぞれ男女共同参画施策に取り組んできました。

平成16年11月1日、2市2町が合併したことに伴い、平成17年6月には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、新市における現状と課題を検証しました。そして、男女共同参画社会基本法の理念を踏襲し、国の男女共同参画基本計画、愛媛県男女共同参画計画、更には、西条市総合計画との整合性を図り、円滑かつ効果的な施策の推進を図るため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格及び期間

- この計画は、国の男女共同参画基本計画及び愛媛県の男女共同参画計画を踏まえ、当市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指し、西条市男女共同参画推進会議及び市民の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- この計画は平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とします。ただし、この間、社会情勢の変化や進捗状況などに応じて施策を効果的に進めるため、適宜見直しを行います。

第4章 計画の体系及び内容

1. 計画の体系

	基 本 目 標	主 要 施 策
と も に つ く る 男 女 共 同 参 画 社 会	Ⅰ 男女の人権の尊重	① 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶
		② メディアにおける人権の尊重
		③ 生涯を通じた女性の健康支援
	Ⅱ 男女平等、男女共同参画への意識づくり	① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
		② 男女共同参画の視点に立った教育
	Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 女性の能力開発とその活用促進
	Ⅳ ともに支えあう家庭と地域	① 男女がともに参画する家庭・地域づくり
		② 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
		③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備
	Ⅴ 働く場における男女共同参画	① 男女均等な雇用環境の整備
		② 多様な働き方を可能にする労働環境の整備
		③ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画

2 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

主要施策① 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶

《現 状 と 課 題》

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を見ると、特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性と比べて従属的な状況に追い込むものです。

また、女性に対する暴力は一部の人の問題ではなく、多くの人々にかかわる社会的な問題であるとともに男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした問題です。

こうした状況を踏まえ、暴力に対する厳正な対処、発生を未然に防ぐ環境づくりをし、被害者や保護を求める者に対する適切なケアが必要です。

デ ー タ

○DV（ドメスティック・バイオレンス）※という言葉を知っていますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
知っている・聞いたことがある	62.9%	66.1%	63.9%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
知らない・無回答	37.1%	33.9%	36.1%	

○あなたの配偶者・パートナーから命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがありますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
何度もあった	0.0%	0.4%	0.2%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
数回あった	0.0%	2.8%	1.4%	
全くない	83.9%	85.2%	84.6%	
無回答	16.1%	11.6%	13.9%	

○あなたの配偶者・パートナーから医師の治療が必要となる程度の暴行を受けたことがありますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
何度もあった	0.3%	0.4%	0.3%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
数回あった	0.0%	3.5%	1.7%	
全くない	83.9%	85.6%	84.8%	
無回答	15.8%	10.6%	13.2%	

○前記のような行為についてだれかに打ち明けたり相談したりしましたか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
友人・知人に相談した	1.9%	6.3%	4.1%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
家族に相談した	1.0%	6.3%	3.6%	
公的な機関に相談した	1.3%	3.0%	2.1%	
医師・弁護士に相談した	0.0%	0.6%	0.3%	
その他	0.3%	0.7%	0.5%	
誰にも相談しなかった・無回答	95.5%	83.1%	89.4%	

《施 策 の 方 向》

(1) 暴力の発生を防ぐ環境づくり

- ・ 女性に対する暴力を根絶するためには、それが犯罪にも該当する決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。そのために、国の「女性に対する暴力をなくす運動」※の趣旨に沿った広報啓発活動を推進します。
- ・ 女性に対する暴力についての的確な施策を展開するため、調査を行い実態把握に努めます。また、調査結果は、必要に応じて公表します。
- ・ DV防止法※、ストーカー規制法※などの法律や法制度が十分に理解されていない状況を踏まえ、法律及び法制度の周知や啓発活動に努めます。また、周知のための学習機会を提供します。

(2) 被害者などへの支援

- ・ 県の相談機関（警察・配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所・児童相談所）との連携を強化し、被害者の人権に配慮した最善の対応が取れるようにします。
- ・ 婦人相談員・DV相談員への被害者の相談援助に係る研修を充実し、相談員の資質の向上を図るとともに相談体制を強化します。
- ・ 被害者を一時保護できるよう、母子生活支援施設での保護救済を検討します。

用 語 解 説

※ 女性に対する暴力をなくす運動

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。期間は11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人（パートナー）からの暴力。家庭内の弱者への身体的・心理的・性的虐待などを指します。

言葉での威嚇、無視、行動を制限するなど心理的苦痛を与えることも含みます。

※ DV防止法

平成13年4月13日公布、10月13日に施行された法律。DVの被害者保護や加害者への罰則、国や地方公共団体の責務について規定されています。平成16年改正。

※ ストーカー規制法

平成12年5月18日公布、11月24日に施行された法律。「つきまとい」やそれを繰り返す「ストーカー行為」を規制しています。

主要施策② メディアにおける人権の尊重

《現 状 と 課 題》

世界規模の IT 革命が生じている中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は更に拡大されるものと予想されます。このような変革は、女性が情報を得ること情報発信を行うことを容易にし、男女共同参画の推進に役立つ一方、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報など女性の人権に対する配慮を欠いたものが見受けられることが少なくありません。

男女共同参画推進に関してメディアの果たす役割は重要であり、男女の人権に配慮した表現はもとより、性別に基づく固定観念の解消が必要とされています。メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー※）の向上が求められます。

デ ー タ

○メディアにおける性表現、暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	28.6%	30.9%	29.7%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	25.0%	27.0%	26.2%	
女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	16.4%	13.3%	14.8%	
女性に対する犯罪を助長するおそれがある	10.3%	8.7%	9.6%	
女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	4.3%	4.3%	4.3%	
特に問題ない	3.9%	3.0%	3.4%	
その他・わからない・無回答	11.5%	12.8%	12.0%	

《施 策 の 方 向》

(1) メディアの重要性の認識

- ・ これからの社会は、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力が必要です。このメディア・リテラシーの重要性について広報・啓発活動を行います。
- ・ 学校教育・社会教育を通じて IT 技術を身につけることはもとより、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

(2) 男女の人権を尊重した表現の促進

- ・ 市が作成する広報、出版物、ホームページなどにおける性にとらわれない表現を促進し、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージづくりに努めます。また、企業や団体に対しても、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう働きかけます。

用 語 解 説

※ メディア・リテラシー

テレビや新聞などメディアからの情報は、すべて構成されたものであることを自覚し、これら
を無批判にただ受動的に受け止めるだけでなく、その情報を読み解き、使いこなす能力のこと
です。

主要施策③ 生涯を通じた女性の健康支援

《現 状 と 課 題》

女性も男性も一人ひとりがそれぞれ身体の特徴を十分理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。特に女性は妊娠や出産をするための仕組みが備わっており、思春期、妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面します。

このため、女性の生涯にわたる健康を支援するため、心身両面からの健康支援や相談体制の充実など、保健福祉や教育分野との連携を図り、総合的な施策を推進することが必要です。

そして、思春期や更年期の心身の変化に対する無理解、望まない妊娠、中絶や性感染症の危険、子どもを産むことの強要などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重することが求められます。

また、ライフスタイルが多様化し、家族形態が変容するなかで、食生活も大きく変わりつつあります。心や体の健康に欠かすことのできない命の源「食」の大切さについて理解を深め、家族の健康を守るために、女性も男性も「食」の生産・消費に関する意識を高めていかなければなりません。

デ ー タ

項 目		平成 12 年	平成 15 年	資 料 出 所
出生率（人口千人対比）	西条市	9.2	8.4	人口動態統計 （厚生省）
	愛媛県	8.9	8.5	
	全国	9.5	8.9	
<u>合計特殊出生率※</u>	西条市	1.57	1.47	
	愛媛県	1.45	1.36	
	全国	1.36	1.29	
人工妊娠中絶実施率 （15 歳以上～50 歳未満 女子人口千人対比）	愛媛県	12.8	12.8	優生保護統計（厚生省） 母体保護統計（厚生省）
	全国	11.7	11.2	

用 語 解 説

※ 合計特殊出生率

女子の年齢別出生率の合計で、1 人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数をあらわす。

《施 策 の 方 向》

(1) 生涯を通じた健康の保持・増進

- ・ 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期それぞれのライフステージを通じ、主体的に健康管理を行うことができるよう支援します。
- ・ 健康づくり推進員活動などを通して「自分の健康は自分で守る」という意識を持つよう地域的・組織的な健康づくりの啓発を行います。
- ・ 食生活改善推進員活動などを通して「食」に関する正しい知識・情報の提供、食の安全・安心への意識啓発に努めます。

(2) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・ H I V／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や検査等の推進に努めます。
- ・ 薬物乱用防止や禁酒・禁煙対策の推進に努めます。

基本目標Ⅱ 男女平等、男女共同参画への意識づくり

主要施策① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

《現 状 と 課 題》

市民意識調査における男女の地位の平等感では、「男性の方が優遇されている」と回答したものが 76.4%と非常に高く、市民の意識や社会の習慣・慣行のなかにはいまだに女性に対する差別や偏見が見受けられるほか、様々な分野でいずれか一方の性に偏った役割分担が存在しています。

「男だから、女だから」という固定観念にとらわれすぎる社会は、男性にとっても女性にとっても生きにくい社会です。一人ひとりが尊重され、自らの人生を自由な選択で主体的に生きることが男女共同参画社会の基本となります。

家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面や機会を通じて、意識啓発活動を一層充実させ、新しい価値観を形成していかなければなりません。

デ ー タ

○社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性の方が非常に優遇されている	3.2%	11.1%	7.4%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	64.9%	72.0%	69.0%	
平等	19.3%	6.2%	12.1%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.4%	2.3%	3.7%	
女性の方が非常に優遇されている	0.0%	0.5%	0.2%	
わからない・無回答	7.2%	7.9%	7.6%	

○今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何でしょうか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること	30.6%	28.7%	29.7%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	20.6%	21.4%	21.0%	
女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	13.7%	21.4%	17.8%	
政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	10.7%	5.5%	8.1%	
法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること	9.4%	6.2%	7.6%	
その他・わからない・無回答	15.0%	16.8%	15.8%	

《施 策 の 方 向》

(1) 様々な機会をとらえた広報啓発活動

- ・ 男女共同参画週間（国：6月23日～29日）、男女共同参画推進週間（県：6月17日～23日）に合わせた広報啓発活動に努めます。
- ・ 社会的性別（ジェンダー）※に敏感な視点を定着させ、職場、家庭、地域における習慣、慣行の見直しを進めることを目的として、市報や西条市のホームページなどを活用し広報啓発活動や、男女共同参画関係の情報提供に努めます。
- ・ 女性の置かれた状況を客観的に把握するために、定期的に調査を行い実態把握に努めます。調査結果は、必要に応じて公表します。

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

- ・ 市民の男女共同参画に対する意識形成のための講演会、フォーラムを開催します。
- ・ 男女共同参画の学習講座や、先進地域の研修の実施に努めます。

用 語 解 説

※ 社会的性別（ジェンダー）

生物的な性別ではなく、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念。

主要施策② 男女共同参画の視点に立った教育

《現 状 と 課 題》

市民意識調査や国・県の世論調査によると、学校は男女平等であるという回答が多く見られ、実際、差別的な待遇は少なくなってきました。

しかし、親が子どもに期待するものは、男の子と女の子では違いが見られます。その要因の一つは、性別による固定的な役割分担意識によるものであるとも考えられます。

次代を担う子ども達一人ひとりが、自立して生きられる社会づくりに向け、根強く残る固定的な枠組みや慣習を改めていく必要があります、教育の分野においても、性別による必要のない区別をなくしていくことが求められます。

男女共同参画についての意識や自立の意識を養うためには、幼児期から一貫した男女平等観に立った教育が必要です。そのためには、家庭・学校・社会が連携し、相互に補完しあうことにより、教育効果を高めていかなければなりません。

デ ー タ

○学校教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性の方が非常に優遇されている	1.1%	2.3%	1.7%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	10.2%	14.0%	12.3%	
平等	58.4%	54.0%	56.0%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.5%	1.4%	2.3%	
女性の方が非常に優遇されている	1.1%	0.9%	1.0%	
わからない・無回答	25.7%	27.4%	26.7%	

○あなたは自分の子どもに対して、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。

項 目	男の子の場合	女の子の場合	資 料 出 所
高等学校まで	3.0%	6.3%	愛媛県男女共同参画に関する 世論調査 (平成 16 年実施)
専門学校まで	1.8%	4.1%	
短大・高等専門学校まで	2.2%	11.6%	
4 年制大学まで	31.8%	17.6%	
大学院まで	3.6%	1.2%	
子ども次第	42.4%	43.4%	
その他・わからない・無回答	15.2%	15.8%	

《施 策 の 方 向》

(1) 学校教育、就学前教育における男女平等教育の推進

- ・ 学校教育全体を通じて、児童生徒が人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力について学習できるよう、教材や資料を作成し活用します。特に、家庭科教育などでは、学習指導要領にあるように家族・家庭の重要性を認識させるよう、その趣旨の普及・徹底に努めます。
- ・ 学校において男子向き・女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、自身で主体的に選択でき、幅広い進路決定ができるよう意識啓発を行います。
- ・ 教師などが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるように、男女共同参画に関する研修などの取り組みを促進します。

(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

- ・ 男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間関係を形成するため、親や親になる前の人を対象とした家庭教育についての学習機会の充実を図ります。
- ・ P T A・女性団体・高齢者など地域の団体・個人に対し、女性問題の解決のための学級・講座などの開設、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供に努めます。

基本目標Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大

主要施策① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

《現 状 と 課 題》

地域、職場、行政、議会など、社会活動の中で政策や方針決定の場への女性の参画は、まだ、かなり低い状況にあります。特色あるまちづくりへと、自主自立の地方分権時代を迎えた今、生活者の視点をはじめ、女性の感性や経験や知恵を、あらゆる分野における決定の場で活かすことが求められています。

しかし、西条市においては、審議会等に占める女性委員の割合が低く、また、政策決定の場は男性が大半を占めています。市民の生活に直接かかわる法令や事業計画などに市民の声が最大限に反映されるためにも、市民ニーズの半分をつくりだしている女性の「政策決定への参画」が重要です。

今後、公的分野、私的分野を問わず政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を取り入れ男女それぞれの意見をバランスよく反映していくことが大切です。

デ ー タ

○西条市の政策について女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
十分反映されている	2.4%	0.2%	1.2%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
ある程度反映されている	19.9%	12.7%	15.9%	
あまり反映されてない	21.2%	20.7%	21.0%	
ほとんど（全く）されてない	6.7%	8.1%	7.4%	
わからない	43.4%	50.3%	47.1%	
無回答	6.4%	8.0%	7.4%	

○最近、女性もいろいろな分野に進出するようになりましたが、まだ重要な政策や様々な方針決定の場への参画が少ないといわれています。その原因はどこにあると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性優位の組織運営	31.5%	26.9%	29.0%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
女性側の積極性が十分でない	14.4%	13.6%	14.0%	
家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識	13.3%	12.9%	13.3%	
家族の支援・協力が得られない	10.1%	13.0%	11.6%	
女性の能力開発の機会が不十分	12.1%	10.8%	11.4%	
女性の活動を支援するネットワークの不足	10.6%	10.0%	10.3%	
その他・わからない・無回答	8.0%	12.8%	10.4%	

○各分野での女性の参画状況（平成 17 年度）

項 目	市会議員	審議会等委員	自治会長	P T A 会長	市役所役付職員
女性比率	5.9%	17.7%	4.9%	13.9%	16.8%

《施 策 の 方 向》

(1) 行政における女性の参画拡大

- ・ 審議会等における女性委員の割合が平成 22 年度までに 30%を目標に、委員公募制、クォータ制※などを導入し、人数・比率などを定期的に調査・分析・公表しつつ、女性委員のいない審議会の解消を目指します。また、審議会等委員に登用できる人材の育成に努めます。
- ・ 政策・方針決定過程の透明性の確保という点から、情報公開を行い、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメント※の活用を促進します。
- ・ 西条市役所において女性の職業能力向上のための研修を積極的に実施し、研修を受ける機会を拡充し、女性の管理職への登用を促進します。また、市役所内部のプロジェクトチームなどへの女性職員を積極的に登用し、女性の意見を政策に反映させるよう努めます。

(2) 市民活動、地域活動における女性の参画拡大

- ・ 自治会、P T A等の市民活動、地域活動における女性の登用状況について把握するとともに、女性の積極的登用について、関係団体に働きかけていきます。

用 語 解 説

※ 審議会等

政策の立案、運営にあたり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています。

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去に社会的・構造的に不利益を受けている集団（女性や少数民族等）に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を目的としています。

※ クォータ制

選挙の立候補者や審議会の人数などで、男性、女性のどちらにも偏らないように比率を定める方法のことです。

※ パブリックコメント

行政機関が行う新たな政策や制度の変更の際に、内容を広く住民に公表し意見を募集して、それを政策や制度づくりに反映させる仕組みです。

主要施策② 女性の能力開発とその活用促進

《現 状 と 課 題》

これからの地域社会は、そこに住む人々が活動しやすい「開かれた社会」となり、従来支配的であった考え方や発想の転換が求められています。これまで出番の少なかった女性の発想などが、新しい地域づくりをしていく鍵となります。そして、女性自らが自分らしく力をつけ、積極的に地域づくりに参画していくことが求められています。

しかし、市民意識調査結果が示すように、意思決定の場へ女性が参画すべきだと考えている人は多くいますが、実際に役職につきたいと考えている女性は少なく、女性側の意識が低いという現状があります。

男女がともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、女性の置かれている現状を変えていかなければなりません。そのためには女性自らが意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となることが大切です。

そして、その女性の能力活用のための体制づくりが求められています。

デ ー タ

○あなたは、県や市の審議会委員に女性が「もっとつitted方がよい」と思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
そう思う	61.9%	50.3%	55.8%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
そう思わない	11.8%	12.9%	12.3%	
わからない・無回答	26.3%	36.8%	31.9%	

○あなたは、自治会長に女性が「もっとつitted方がよい」と思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
そう思う	51.5%	32.6%	41.2%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
そう思わない	21.4%	31.0%	26.5%	
わからない・無回答	27.1%	36.4%	32.3%	

○もしあなたが、県や市の審議会委員への就任等について依頼されたとき、どうしますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
積極的に引き受ける	7.0%	3.7%	5.2%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
状況により引き受ける	30.3%	21.8%	25.9%	
ことわる	39.9%	43.2%	41.8%	
わからない・無回答	22.8%	31.3%	27.1%	

○もしあなたが、自治会長への就任等について依頼されたとき、どうしますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
積極的に引き受ける	4.8%	2.3%	3.4%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
状況により引き受ける	39.1%	19.3%	28.6%	
ことわる	41.3%	53.3%	47.9%	
わからない・無回答	14.8%	25.1%	20.1%	

《施 策 の 方 向》

(1) 女性の能力開発の促進

- ・ 女性の能力開発のための多様な講座を開催し、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。
- ・ 女性団体、グループ、NPO※などの学習活動の支援を行い、女性リーダーとなれる人材の養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。

(2) 女性の能力活用のための体制づくり

- ・ 男女共同参画づくりに向け活躍する団体やグループのネットワーク化を促進し、団体相互の情報交換・交流を通じ連帯の輪が広がるよう支援します。
- ・ 女性が重要な担い手であるボランティア活動、NPO活動の実態を把握し、必要に応じて情報提供に努めます。
- ・ 生涯学習を推進し、そこで習得した知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりに努めます。

用 語 解 説

※ NPO (Nonprofit Organization)

市民が主体となって営利を目的とせず、世の中のためになる活動（公益的活動）を継続的に行うことを目的として組織された民間の団体。

基本目標Ⅳ ともに支えあう家庭と地域

主要施策① 男女がともに参画する家庭・地域づくり

《現 状 と 課 題》

一般的に家庭における家事労働については、そのほとんどを女性が負担しています。

男女共同参画社会実現の第一歩は、まず家庭からであり、この生活の最小単位である家庭において男女がともに協力し合うことが、地域、職場での男女共同参画を推進する原動力となります。男性も女性も家族としての責任を担い、仕事のみでなく家庭において育児や介護を男女がともに担っていくという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境作りが必要です。

また、今後より豊かな地域づくりを進めるに当たっては、男性と女性が、また市民と行政が責任を分かち合えるパートナーシップが重要になってきます。

デ ー タ

○男性について、仕事と家庭生活、または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	4.0%	4.4%	4.2%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
あくまで仕事を優先させる	57.4%	57.0%	57.4%	
両立させる	26.3%	21.6%	23.7%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	3.5%	1.8%	2.6%	
家庭生活又は地域活動に専念する	0.5%	0.7%	0.6%	
わからない・無回答	8.3%	14.5%	11.5%	

○女性について、仕事と家庭生活、または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	0.8%	1.4%	1.1%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
あくまで仕事を優先させる	20.9%	23.0%	22.1%	
両立させる	35.9%	41.1%	38.8%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	20.4%	17.5%	18.9%	
家庭生活又は地域活動に専念する	6.4%	5.3%	5.8%	
わからない・無回答	15.6%	11.7%	13.3%	

○現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	10.2%	6.4%	8.3%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
あくまで仕事を優先させる	47.7%	22.5%	34.1%	
両立させる	19.3%	24.6%	22.0%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	5.6%	13.6%	9.8%	
家庭生活又は地域活動に専念する	5.1%	11.7%	8.8%	
わからない・無回答	12.1%	21.2%	17.0%	

《施 策 の 方 向》

(1) 地域活動への参画促進

- ・ 公民館活動・P T A活動・自治会活動などへ男女がともに参画できるよう支援します。また、地域においては、子どもから高齢者までの世代間交流の場を提供し、地域の連携の強化を図ります。
- ・ 地域での環境保全活動においては、女性の果たす役割は極めて大きいことから、環境問題に関する情報の提供や環境学習の推進を図ります。

(2) 新しいライフスタイルの創造

- ・ これまで家庭よりも仕事の方に目を向けがちだった男性が、意識やライフスタイルを見直し、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルを確立し、男性の生活的自立を支援するため、男性向け家事、育児、介護講座などを開催します。
- ・ 男女がともに家庭的責任を担えるよう、男性の育児・介護休暇取得や育児休業制度などについて、希望があれば取得できるよう、制度の周知に努めます。

(3) ボランティア活動のための環境整備

- ・ ボランティア・地域活動の情報収集を行い、様々な人々がその希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう情報提供を行います。また、ボランティア団体・地域活動団体への支援に努めます。

主要施策② 安心して子どもを生み育てられる環境の整備

《現 状 と 課 題》

核家族化、家族形態の多様化などにより、子育ての負担感が高まっています。そこで、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などの取り組み方針を掲げ、次代を担う子どもを社会全体で支援していくこととしています。

子育ては、母親だけがするのではなく、父親、家族、地域全体で取り組まなければならないものであるとの認識のもと、多様なライフスタイル、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実に努めなければなりません。

デ ー タ

○家庭生活の場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性の方が非常に優遇されている	9.1%	20.2%	15.0%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	40.5%	40.5%	40.2%	
平等	31.4%	19.8%	25.4%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.8%	4.1%	4.4%	
女性の方が非常に優遇されている	2.1%	1.1%	1.6%	
わからない・無回答	12.1%	14.3%	13.4%	

○女性は結婚したら、自分のことより、夫や子ども等家庭を中心に考えて生活した方がよい。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
賛成	14.2%	13.6%	13.9%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば賛成	31.4%	29.7%	30.3%	
どちらかといえば反対	22.5%	20.2%	21.6%	
反対	16.1%	22.1%	19.3%	
わからない・無回答	15.8%	14.4%	14.9%	

○結婚しても必ずしも子どもをもたなくてもよい。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
賛成	11.5%	17.2%	14.8%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば賛成	11.8%	14.3%	13.1%	
どちらかといえば反対	25.2%	22.3%	23.6%	
反対	29.8%	23.9%	26.5%	
わからない・無回答	21.7%	22.3%	22.0%	

《施 策 の 方 向》

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、特別保育（延長保育、一時的保育、障害児保育、夜間保育、病後児保育等）の積極的な導入を行います。
- ・ 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、地域子育て支援センター※などにおける相談体制の整備、学習機会の提供、子育て家庭への情報提供、子育て支援ネットワークづくりに努めます。
- ・ 保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的預かり等、保育時間帯前後の育児支援を行うため、ファミリーサポートセンター※を開設します。
- ・ 育児・介護をしながら働き続ける労働者に対し、育児・介護に関する各種サービスについて、地域の具体的情報の提供を行うとともに、子育てに関する情報を提供します。

(2) 児童の健全育成の促進

- ・ 放課後、保護者のいない小学校低学年児童に対する放課後児童クラブ事業の推進に努めます。
- ・ 近年増加している児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護を行うため、要保護児童対策地域協議会で関係機関との適切な連携を図ります。また、児童虐待を未然に防ぐために、子育て中の父母に対する教育・相談・支援体制の充実に努めます。
- ・ 子どもが心豊かにたくましく育つために、様々な世代の人々との交流を促進します。

(3) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭への様々な問題に対応するため、相談支援体制の充実に努めます。

(4)

用 語 解 説

※地域子育て支援センター

地域の保育園などの中にあり、地域の子育て・家庭での育児不安などに対する相談指導、子育てサークル活動などを行う者の育成・支援、家庭的保育を行う者への支援などを実施する施設です。

※ファミリーサポートセンター

育児・介護について援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合う制度。

主要施策③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備

《現 状 と 課 題》

西条市でも高齢化は急速に進展し、平成17年9月30日現在4人に1人が65歳以上の高齢者であり、また、高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の62%は女性となっています。

また、高齢社会では、介護の負担は女性が担っている状況がほとんどであり、高齢社会に対応した条件整備を進めることは、結果として女性問題を解決していくことにつながっていきます。

こうした状況のなか、介護体制の整備や精神保健対策の充実とともに高齢者や障害者の社会参画の機会を確保し、すべての男女が自立して明るく意欲的な生活を送ることができるよう環境の整備をしていかなければなりません。

デ ー タ

○65歳以上人口の状況

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	
西条市	116,259人	28,202人	24.26%	平成17年4月1日現在
愛媛県	1,491,031人	348,993人	23.41%	
県下11市	1,304,560人	294,572人	22.58%	
全国	127,687千人	24,876千人	19.48%	平成16年10月1日現在

○西条市の男女別高齢者人口（平成17年9月30日現在）

	65歳以上	75歳以上	総人口
男 性	11,631人（41.1%）	5,349人（37.6%）	55,724人（47.9%）
女 性	16,676人（58.9%）	8,861人（62.4%）	60,702人（52.1%）
計	28,307人（100.0%）	14,210人（100.0%）	116,426人（100.0%）

○西条市の要支援・要介護認定者数

	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	計
男 性	74人	292人	1,156人	1,522人（29.5%）
女 性	79人	386人	3,164人	3,629人（70.5%）
計	153人	678人	4,320人	5,151人（100.0%）

《施 策 の 方 向》

(1) 高齢者、障害者の社会参画促進

- ・ 高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報・啓発に努めます。また、高齢者が生きがいのある充実した生活をおくることができるよう、高齢者のニーズに沿った学習機会の提供を行います。
- ・ 高齢者が長年培ってきた知識や技術を活用し、社会参画できる環境の整備に努めます。また、地域に密着した就業機会を提供するシルバー人材センターの充実に努めます。
- ・ 高齢者、障害者が自立し、活動の場を広げ、社会参画を促進するため、施設や制度のバリアフリー※化を図るとともに、ユニバーサルデザイン※によるまちづくりを促進します。

(2) 高齢者、障害者への福祉サービスの充実

- ・ 高齢者・障害者が介護を必要とする状態になっても、介護の負担を女性に集中させることなく、地域での生活がおくれるよう、福祉サービスや相談・支援体制を充実し、介護保険サービスの充実を促進します。また、介護保険を補完するため高齢者生活支援サービスの充実に努めます。
- ・ 高齢者が、介護状態になることを予防するとともに、地域活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。

用 語 解 説

※ バリアフリー

障害のある人が社会生活する上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的障壁だけでなく、社会的、心理的、制度的なすべての障壁の除去の意味でも使われます。

※ ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品デザインなどについて、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方です。

基本目標Ⅴ 働く場における男女共同参画

主要施策① 男女均等な雇用環境の整備

《現 状 と 課 題》

男女雇用機会均等法※の改正により平成 11 年 4 月から募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。

しかし、景気の低迷が続くなか、パートや派遣などの不安定雇用や女子学生の就職難など女性の雇用に関する問題が一層深刻化しています。そして、仕事の内容や評価の面においても男女間に格差があるのが現状です。

更に、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※は女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

これらの問題を解消するためには、女性自身の就業意識の向上と企業などへの積極的な働きかけをする必要があります。

デ ー タ

○職場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性の方が非常に優遇されている	9.9%	16.6%	13.5%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	44.8%	44.1%	44.4%	
平等	21.7%	11.0%	15.8%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.6%	3.4%	4.4%	
女性の方が非常に優遇されている	0.8%	0.9%	0.9%	
わからない・無回答	17.2%	24.0%	21.0%	

○夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
賛成	8.3%	9.0%	8.7%	西条市市民意識調査 (平成 17 年実施)
どちらかといえば賛成	33.2%	29.4%	30.9%	
どちらかといえば反対	22.0%	18.2%	20.1%	
反対	17.2%	24.1%	21.0%	
わからない・無回答	19.3%	19.3%	19.3%	

《施 策 の 方 向》

(1) 男女平等観に基づく就業意識の形成

- ・ 平成 11 年 4 月に改正された男女雇用機会均等法では、募集からのすべての雇用における女性に対する差別が禁止されたことを踏まえ、男女雇用機会均等法の周知に努めます。
- ・ 男女がともに各人の個性と能力を発揮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれないう就業を可能にし、男女の職域の壁を解消するために、国や県労働局と連携をし、企業への働きかけに努めます。
- ・ 実質的な男女の均等確保を実現し、それぞれの能力を最大限にいかすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消することが必要となります。そのため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への取り組みの促進について企業に働きかけていきます。

(2) 女性の就業分野拡大の推進

- ・ 女性労働者が、職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報を入手しやすいよう、女性の能力開発のためのセミナーや研修などの情報の提供に努めます。
- ・ 育児・介護などにより退職した女性の再就職に向けた講習・相談・自己啓発などの情報提供に努めます。

(3) セクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくり

- ・ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底について企業に働きかけます。
- ・ 個別の問題が生じた場合、相談・苦情への迅速かつ適切な対応が取れるよう、相談体制の充実に努めます。また、企業における相談体制についても働きかけます。

用 語 解 説

※ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中、出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進しています。平成 11 年 4 月に改正され、募集から定年までの女性に対する差別を禁止しました。

※ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、大衆の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示、性的な冗談やからかいなど様々なものが含まれます。

主要施策② 多様な働き方を可能にする労働環境の整備

《現 状 と 課 題》

少子高齢化が進み、女性の就労は労働力として大きく期待されており、仕事と家庭、地域生活

の両立支援体制の整備が進められています。

しかし、育児・介護休業法が施行されてもなお平均出生率は下がる一方です。その背景

には、厳しい労働環境があり「働きながらの子育ては負担が大きい」と思わせる要因が多く残さ

れています。働く男女が安心して子どもを産み育てていくための支援を推し進めなければなりません。

これまで子育て中に離職する女性が多く、女性の労働力人口は30歳前半に大きく低下する傾向にありましたが、近年継続して労働する女性の割合が増加しています。そして、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態が求められています。

雇用・就業形態の多様化のなかで、労働者がその価値観、ライフスタイルに応じ多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要な課題です。

デ ー タ

○一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうかお考えですか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	44.2%	46.2%	44.9%	西条市市民意識調査 (平成17年実施)
子どもができて、ずっと職業を続けるのがよい	32.7%	33.1%	33.3%	
子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	8.0%	3.9%	5.9%	
結婚するまでは職業をもつ方がよい	3.2%	3.2%	3.3%	
女性は職業をもたない方がよい	0.8%	0.7%	0.7%	
その他・わからない・無回答	11.1%	12.9%	11.9%	

○就職件数の状況

項 目		平成11年	平成16年	資 料 出 所
就職件数 (件)	男性	10,345	12,183	愛媛労働局
	女性	11,875	14,304	
	うちパート 男性	709	1,180	
	女性	5,037	6,179	

《施 策 の 方 向》

(1) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

- ・ 育児休業・介護休業の周知徹底を図るとともに、企業に対する啓発に努めます。
- ・ 家庭的責任との両立を図りながら仕事を続けることができるファミリーフレンドリー企業※の育成に向け、企業に働きかけます。
- ・ 職場における女性の母性保護と健康の確保についての啓発に努めます。

(2) パートタイム労働者、派遣・契約労働者などの適正な労働環境整備

- ・ パートタイム労働者などの就業規則、賃金、保険などの労働環境の整備について啓発するとともに企業へ働きかけます。

(3) 女性起業家の支援

- ・ 起業を目指す女性のために西条産業情報支援センターを活用し、必要な知識や情報の提供を行い、在宅勤務や SOHO※ など新しい就業形態の普及促進を図ります。

用 語 解 説

※ ファミリーフレンドリー企業（家庭にやさしい企業）

「仕事」と「育児・介護」の両立ができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行っている企業のことです。

※ SOHO（Small Office Home Office）

個人企業家や自営業者が情報通信機器（パソコンやインターネットなど）を活用し、小規模オフィスや自宅で仕事を行う形態。

主要施策③ 農林水産業、商工自営業における男女共同参画

《現 状 と 課 題》

農林水産業や商工自営業に携わる女性が、生産や経営において果たしている役割は極めて大きいものがあります。しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、就労状態の性質上、仕事と家庭生活の区分が不明確であるため、労働力に応じた収益の分配を受けられず、女性の経済的地位や役員などの社会的地位が得られていないのが現状です。

男女を問わず、その持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定に参画できる社会を実現するために意識改革の促進と就労環境の向上に努める必要があります。

デ ー タ

○全国

項 目		平成 11 年	平成 15 年	資 料 出 所
農業就業人口に占める女性の割合（販売農家）		(平成 12) 55.8%	(平成 17) 53.3%	農業センサス (農林水産省)
農協での女性の割合	組合員	14.0%	15.5%	総合農協統計表 (農林水産省)
	役員	0.4%	1.2%	
漁協での女性の割合	組合員	5.7%	6.1%	水産業協同組合統計表 (水産庁)
	役員	0.3%	0.3%	

○西条市

項 目	平成 17 年
西条市の農業就業人口に占める女性の割合（販売農家）	53.3%
家族経営協定※締結数	30 戸
農業委員への女性の登用	0 人

《施 策 の 方 向》

(1) 女性の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画

- ・ 生産や営業に占める女性の役割の重要性を認識・評価し、これまでの性別役割分担意識と、それに基づく習慣を改め、家庭や地域における女性の地位向上が図れるよう意識啓発に努めます。
- ・ 農協・漁協及び商工関係組織に女性の意見を反映させるため、女性役員の積極的登用や方針決定過程への参画を関係機関へ働きかけます。また、各種委員会への女性の登用を促進します。

(2) 女性の労働条件の改善と技術経営能力の向上

- ・ 農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働環境や労働条件改善のための情報の提供に努めます。
- ・ 農業に従事する女性や後継者等の家事労働・農業労働が適正に評価されるとともに、それぞれ個人としてその地位や役割が尊重され、農業経営のパートナーとして能力を十分発揮できる環境づくりのため、家族経営協定の周知を行います。
- ・ 農林水産業、商工自営業に従事する女性のための経営能力・技術の向上を図る研修、講座などの情報提供に努めます。

(3) 女性が活動しやすい環境づくり

- ・ 農林水産業・商工自営業に従事する女性の自主的な学習グループの育成と活動の支援に努めます。
- ・ 特産物の加工販売など女性の意見を生かした経営と起業のための研修などの支援を行い、広域的な活動・情報ネットワーク化を推進します。
- ・ 消費者ニーズの把握・マーケティングによる販売戦略における女性の活用を促進します。
- ・ 地産地消運動、農村と都市との交流、グリーンツーリズム※を通じた消費者との双方向のコミュニケーションを促進します。

用 語 解 説

※ 家族経営協定

農業に従事する世帯員の地位や役割を明確にするために、就業条件、収益の分配、経営方針など、家族間でルールを定め、文書化することです。協定締結の効果としては、女性を共同経営者として位置づけること、女性が就農しやすい環境づくりに役立ちます。

※ グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

第5章 推進体制

1 計画の進行管理・公表

計画の実効性がより高められるよう定期的に進捗状況を把握するとともに、評価を重視した体制を整備します。

進捗状況については、庁内の推進体制である「男女共同参画推進庁内連絡会議」を活用し、報告書を作成します。その内容は「男女共同参画推進会議」において検証するとともに、必要に応じて市民に公表します。

2 西条市職員の研修機会等の充実

男女共同参画社会の実現のためには、直接・間接的に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させなければなりません。そこで、あらゆる分野への男女共同参画を全庁的課題として取り組むために、すべての西条市職員がジェンダーに敏感な視点を養うことができるように研修機会や情報提供の充実を図ります。

3 国・県・関係機関・市民との連携

男女共同参画社会の実現をめざしてこの計画を着実に推進するためには、行政はもとより市民・民間団体・企業などが一体となって取り組む必要があります。国・県・市民団体・女性団体・民間企業・労働団体などとの連携を図っていきます。また、男女共同参画社会の実現は、市民の積極的な協力や理解なしには達成できません。家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる場で、市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことが望まれます。

參考資料

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責

務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に

対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男 女 共 同 参 画 へ の あ ゆ み

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1975 年 昭和 50 年	6月 ・「国際婦人年」世界会議(於メキシコシティ) 12月 ・「世界行動計画」採択 目標：平等・開発・平和	9月 ・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置		
1976 年 昭和 51 年	・「国際婦人の10年」始まる (～1985年)	・婦人参政権30周年 4月 ・「特定業種育児休業法」施行 6月 ・「民法等の一部を改正する法律」施行(婚氏統制制度)		
1977 年 昭和 52 年		1月 ・「国内行動計画」策定		
1979 年 昭和 54 年	12月 ・「女性差別撤廃条約」採択		4月 ・福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」設置	
1980 年 昭和 55 年	7月 ・「国際婦人の10年」中間年世界大会(於コペンハーゲン)	7月 ・「女子差別撤廃条約」署名		
1981 年 昭和 56 年	9月 ・「女性差別撤廃条約」発効	1月 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分引上げ等)	1月 ・婦人広報紙「えひめの女性」創刊	
1982 年 昭和 57 年		4月 ・「母子福祉法の一部を改正する法律」施行(寡婦も母子家庭に準じた取扱い)		
1983 年 昭和 58 年			3月 ・「愛媛の婦人対策基本指針」策定 4月 ・「婦人対策班」を改め「婦人対策室」設置 ・「愛媛県婦人対策推進会議」設置	
1984 年 昭和 59 年			3月 ・「婦人総合センター調査研究委員会」設置 4月 ・生活福祉部に「婦人福祉課」設置	

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1985 年 昭和 60 年	7月 ・「国際婦人の10年」最終年世界会議（於ナイロビ） ・西暦2000年に向けての「婦人の地位の向上のための将来戦略」採択	1月 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（国籍の父母両系主義等） 6月 ・「女子差別撤廃条約」批准	3月 ・「婦人総合センター調査研究委員会」報告書を提出 11月 ・「中国、四国、九州地区婦人問題地域推進会議」開催	
1986 年 昭和 61 年		2月 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4月 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」施行（女性の年金権の確立） ・「男女雇用機会均等法」施行		
1987 年 昭和 62 年		5月 ・「新国内行動計画」策定	11月 ・「愛媛県婦人（現：女性）総合センター」オープン	
1989 年 平成 元年			3月 ・「第二次愛媛の婦人対策基本指針」策定 9月 ・「愛媛婦人問題（女性の課題）検討委員会」設置	
1990 年 平成 2 年	5月 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第一回見直しと、評価に伴う勧告及び結論」採択		4月 ・県民福祉部に「婦人局」設置 ・「愛媛県婦人（現：女性）とくらしの対策推進本部」設置	
1991 年 平成 3 年		5月 ・「新国内行動計画」の第一次改定	3月 ・女性県政広報誌「フィーリングオブ愛媛」創刊 4月 ・生活文化総室に「女性局」設置 ・「財えひめ女性財団」設立	
1992 年 平成 4 年		4月 ・「育児休業法」施行	3月 ・「愛媛県女性行動計画」策定 11月 ・「男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立	
1993 年 平成 5 年		12月 ・「パートタイム労働法」施行	6月 ・女性行政広報誌「えひめの女性」を改め「えひめの女・男（ひとびと）」を発行	

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1994 年 平成 6 年	・国際家族年	6 月 ・総理府に「男女共同参画室」設置 7 月 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置		
1995 年 平成 7 年	9 月 ・第4回世界女性会議（於北京） 「北京宣言」及び「行動要綱」採択	6 月 ・「ILO156 号条約」批准 10 月 ・「育児・介護休業法」施行（一部平成11年4月施行）		3 月 ・「日西条市女性行動計画」策定
1996 年 平成 8 年		7 月 ・「男女共同参画ビジョン」答申 12 月 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	3 月 ・男女共同参画マガジン「DAN 男 DAN」発行	3 月 ・「日東予市女性行動計画」策定
1997 年 平成 9 年		6 月 ・「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立	8 月 ・「愛媛県女性行動計画」改定	
1998 年 平成 10 年		11 月 ・「男女共同参画社会基本法」答申		
1999 年 平成 11 年		4 月 ・「男女雇用機会均等法」改正 6 月 ・「男女共同参画社会基本法」施行 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	7 月 ・「愛媛県男女共同参画会議」の設置	
2000 年 平成 12 年	6 月 ・国連特別総会「女性2000年会議（於ニューヨーク） 「政治宣言」及び「成果文書」採択	7 月 ・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 9 月 ・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 12 月 「男女共同参画基本計画」策定	4 月 ・県民環境館に「男女共同参画局」設置 ・「愛媛県男女共同参画推進本部」設置 10 月 ・「えひめ国際男女共同参画フォーラム」開催	
2001 年 平成 13 年		1 月 ・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府に「男女共同参画局」設置 10 月 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	1 月 ・「ドメスティック・バイオレンス根絶フォーラム」開催 4 月 ・「愛媛県男女共同参画計画」答申 5 月 ・「愛媛県男女共同参画計画」策定	

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
2002 年 平成 14 年			4 月 ・「愛媛県男女共同参画条例」施行	3 月 ・「旧西条市男女共同参画計画」 策定
2003 年 平成 15 年	7 月 ・第 29 会期国連「女子差別撤廃委 員会」開催	4 月 ・「女性のチャレンジ支援策の 推進に向けた意見」の決定		
2004 年 平成 16 年		12 月 ・「改正DV防止法」施行		
2005 年 平成 17 年		4 月 ・「次世代育成支援対策推進法」 完全施行 12 月 ・「男女共同参画基本計画」改定		6 月～7 月 ・男女共同参画に関する市民 意識調査実施 8 月 ・「男女共同参画推進会議」及び 「男女共同参画推進市内連絡 会議」設置 12 月 ・「西条市男女共同参画計画」 (中間案)の公表・意見募集
2006 年 平成 18 年				3 月 ・「西条市男女共同参画計画」 策定

「男女共同参画のための市民意識調査」

（ 概 要 ）

1 調査の概要

1. 調査目的

男女共同参画に関する西条市民の意識や実態を明らかにし、西条市男女共同参画を把握し、西条市男女共同参画計画策定のための基礎資料とするとともに、今後の男女共同参画施策推進の参考とすることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 男女の地位に関する意識について
- (2) 女性の社会進出に関する意識について
- (3) 家庭生活等に関する意識について
- (4) 女性の人権に関する意識について
- (5) 意思決定の場への女性の参画について
- (6) 男女共同参画社会の形成に関する意識について

※ 平成16年度に国・県が実施した男女共同参画に関する世論調査との比較が出来るような設問となっている。

3. 調査対象

平成17年4月1日現在、西条市に住民登録している者のうち18歳以上の男女2,300人を無作為抽出

4. 調査時期

平成17年6月6日～20日

5. 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

6. 回収結果

(地域別)

	標本数	回収数	回収率
西 条	1,200	392	32.6%
東 予	650	230	35.4%
丹 原	250	93	37.2%
小 松	200	65	32.5%
無回答		35	
合 計	2,300	815	35.4%

(性別)

	標本数	回収数	回収率
男 性	1,072	372	34.7%
女 性	1,228	434	35.3%
無回答		9	
合 計	2,300	815	35.4%

2 調査結果の概要

1 男女の地位に関する意識について

(1) 各分野の男女の地位の平等感

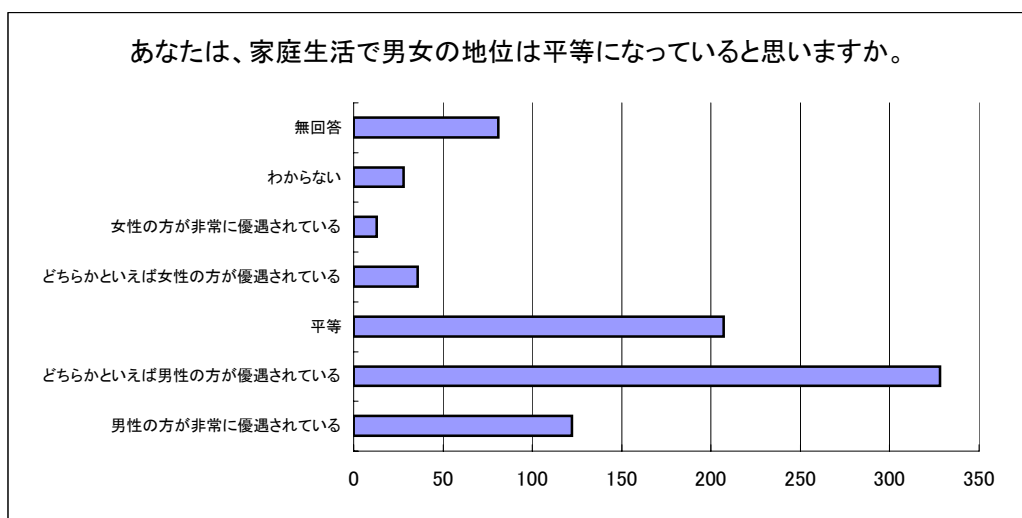
次のそれぞれの分野で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で56.0%（国：66.8%）、「家庭生活」で25.4%（国：39.9%）、「法律や制度の上」で28.7%（国：39.3%）、「職場」で15.8%（国：25.0%）、「政治の場」で16.8%（国：19.7%）、「社会通念・慣習・しきたりなど」で8.6%（国：17.2%）となっている。

ア 家庭生活における男女の地位の平等感

家庭生活中で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が55.2%（国：49.3%）（「男性の方が非常に優遇されている」15.0%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」40.2%）、「平等」と答えた者の割合が25.4%（国：39.9%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が6.0%（国：8.2%）（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」4.4%＋「女性の方が非常に優遇されている」1.6%）となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で、「平等」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の30歳代から50歳代で、「平等」と答えた者の割合は男性の10歳代、20歳代、60歳代、70歳以上で高くなっている。

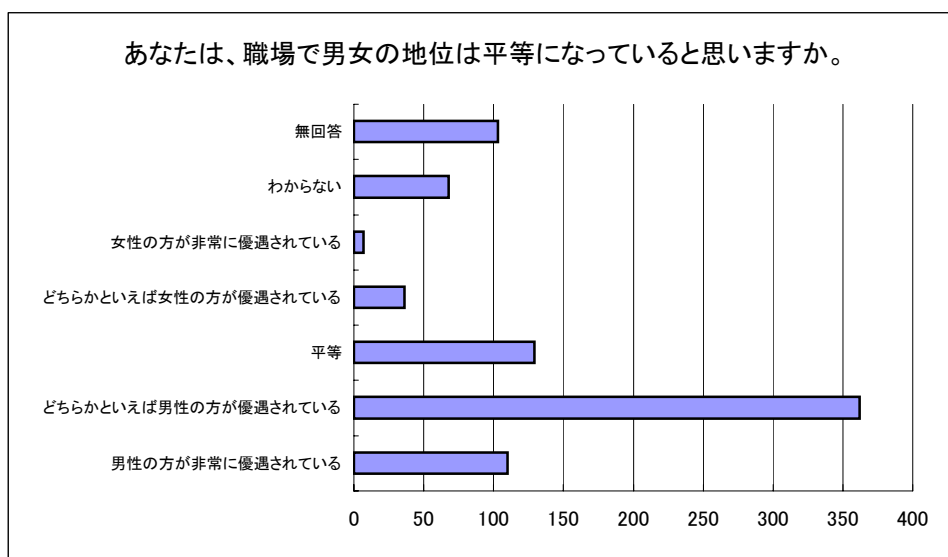


イ 職場における男女の地位の平等感

職場で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が57.9%（国：59.5%）（「男性の方が非常に優遇されている」13.5%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」44.4%）、「平等」と答えた者の割合が15.8%（国：25.0%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が5.3%（国：4.2%）（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」4.4%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.9%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が8.3%となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で、「平等」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の30歳代から50歳代で、「平等」と答えた者の割合は男性の30歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。

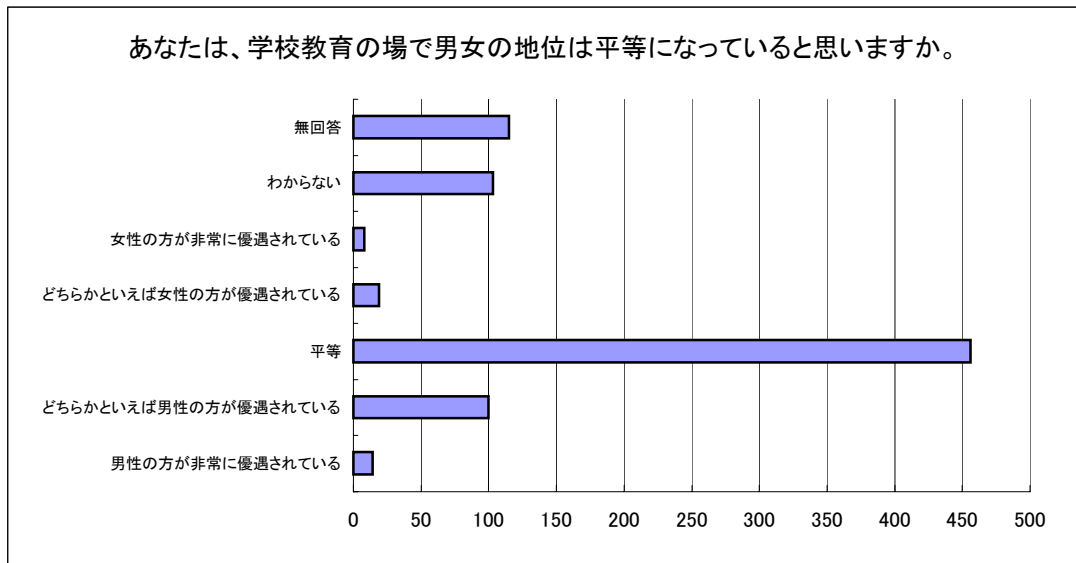


ウ 学校教育の場における男女の地位の平等感

学校教育の場で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が14.0%（国：13.6%）（「男性の方が非常に優遇されている」1.7%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」12.3%）、「平等」と答えた者の割合が56.0%（国：66.8%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が2.3%（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」1.0%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.4%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が12.6%となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で、「平等」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「平等」と答えた者の割合は女性の30歳代、40歳代と男性の10歳代、20歳代、40歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

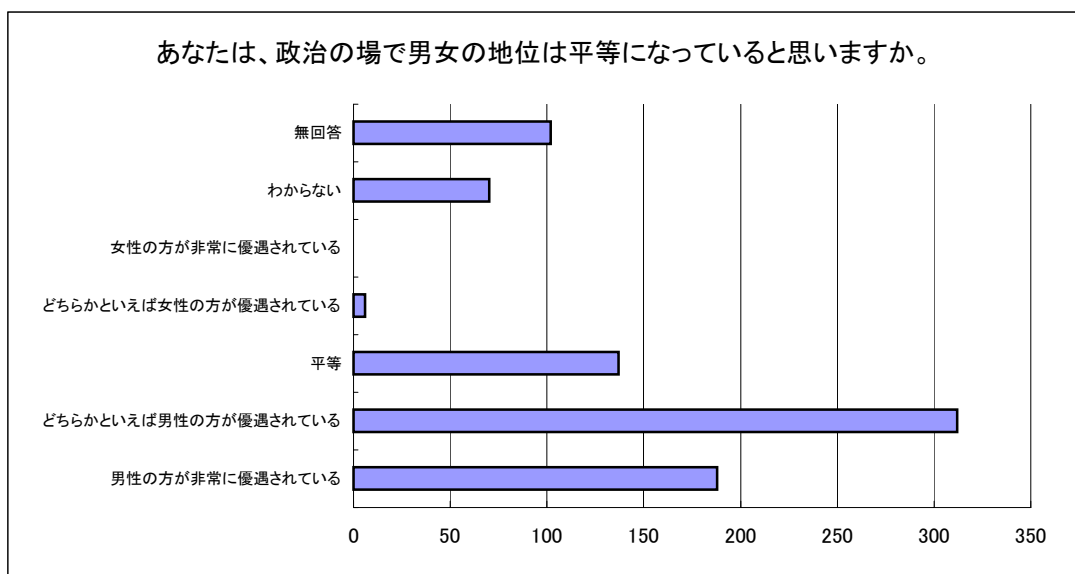


エ 政治の場における男女の地位の平等感

政治の場で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が61.4%（国：72.0%）（「男性の方が非常に優遇されている」23.1%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」38.3%）、「平等」と答えた者の割合が16.8%（国：19.7%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が0.7%（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」0.7%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.0%）となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で、「平等」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の30歳代から50歳代で非常に高く、「平等」と答えた者の割合は男性の30歳代、50歳代から70歳以上で高くなっている。

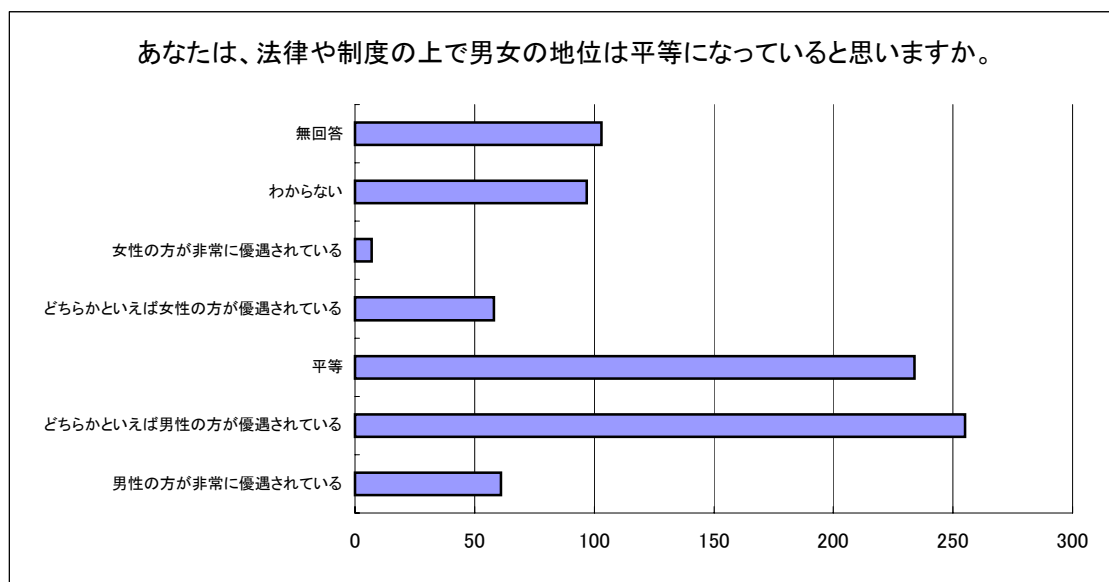


オ 法律や制度の上での男女の地位の平等感

法律や制度の上で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が38.8%（国：46.1%）（「男性の方が非常に優遇されている」7.5%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」31.3%）、「平等」と答えた者の割合が28.7%（国：39.3%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が8.0%（国：5.1%）（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」7.1%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.9%）となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で、「平等」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の30歳代から50歳代で非常に高く、「平等」と答えた者の割合は男性の20歳代、60歳代から70歳以上で高くなっている。

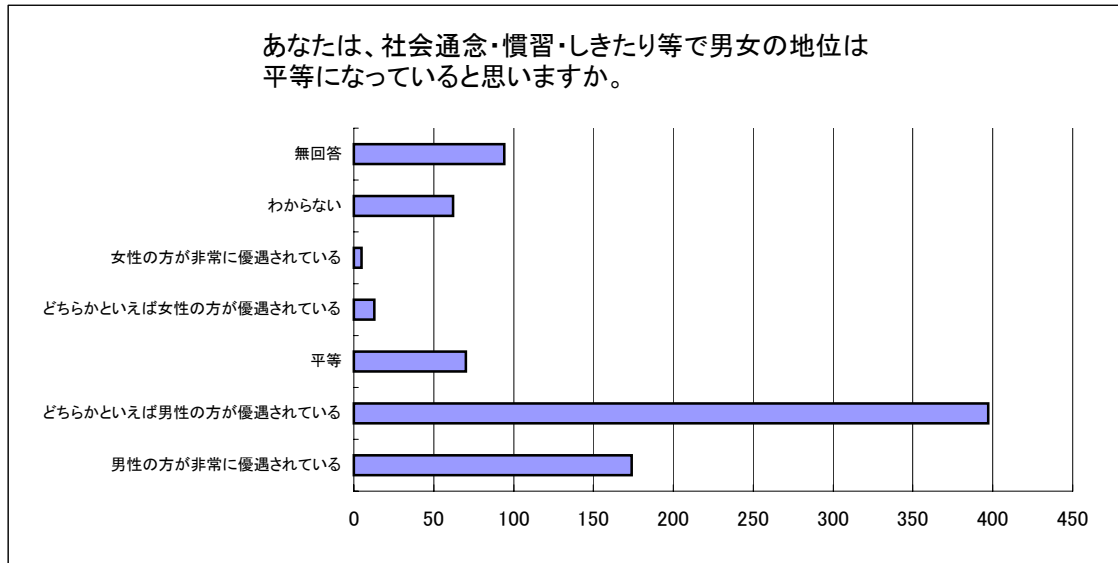


カ 社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が70.0%（国：74.7%）（「男性の方が非常に優遇されている」21.3%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」48.7%）、「平等」と答えた者の割合が8.6%（国：17.2%）、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が2.2%（国：3.3%）（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」1.6%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.6%）となっている。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で非常に高く、「平等」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の30歳代から50歳代で非常に高くなっている。



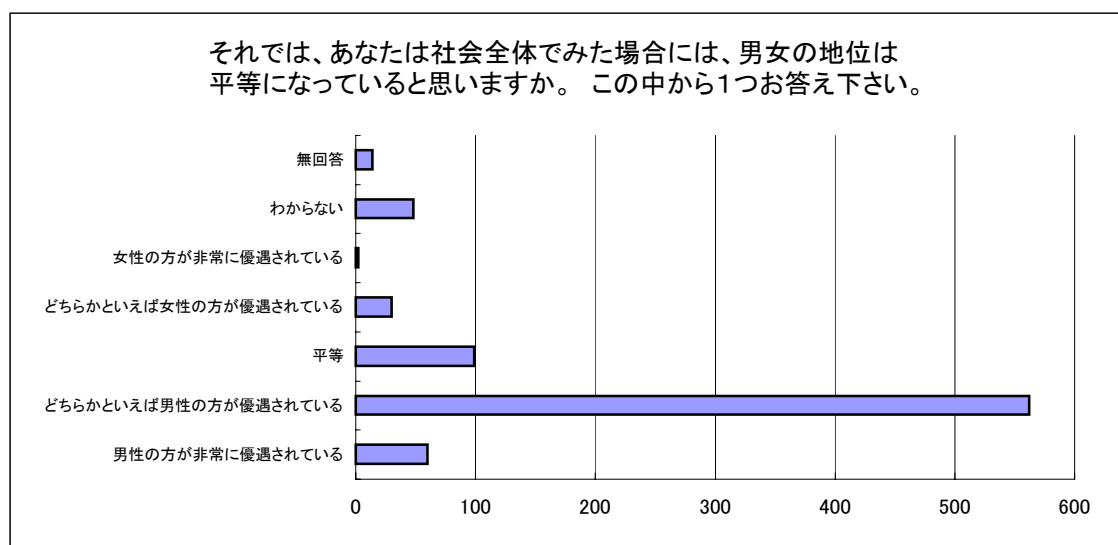
(2) 社会全体における男女の地位の平等感

社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が76.4%(国：73.9%)（「男性の方が非常に優遇されている」7.4%＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」69.0%）、「平等」と答えた者の割合が12.1%(国：20.1%)、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が3.9%(国：3.8%)（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」3.7%＋「女性の方が非常に優遇されている」0.2%）となっている。

地域間（西条地区、東予地区、丹原地区、小松地区）の格差は見られない。

性別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性で83.0%と非常に高く、「平等」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は女性の10歳代から60歳代で非常に高く、「平等」と答えた者の割合は男性の60歳以上で高くなっている。

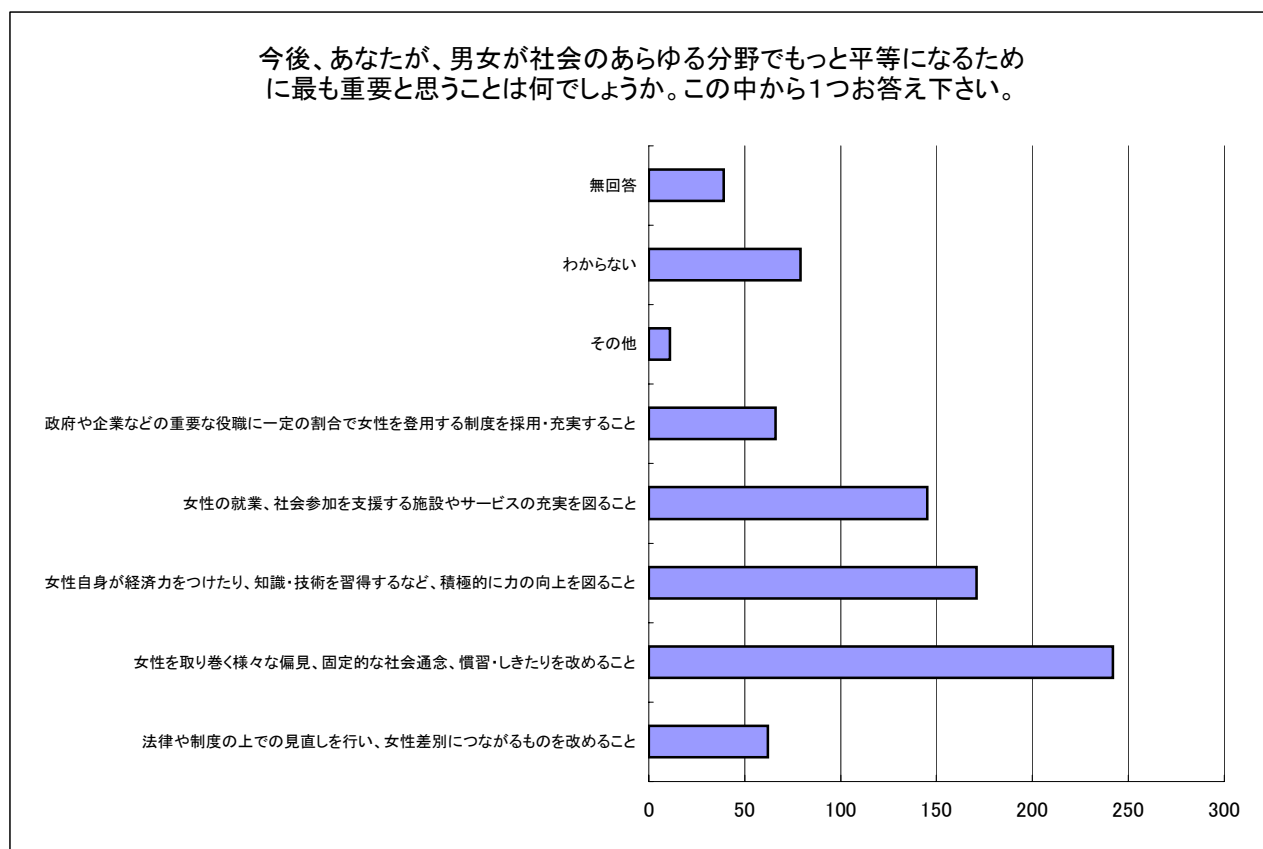


(3) 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何か聞いたところ、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と答えた者の割合が29.7%（国：28.6%）、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」と答えた者の割合が21.0%（国：22.9%）、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」と答えた者の割合が17.8%（国：14.6%）、「政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」と答えた者の割合が8.1%（国：10.7%）、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」と答えた者の割合が7.6%（国：13.2%）となっている。

性別に見ると、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」と、「政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」と答えた者の割合は男性で、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」と答えた者の割合は男性の20歳代で、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」と答えた者の割合は女性の50歳代以上で、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」と答えた者の割合は女性の20歳代から40歳代で、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と答えた者の割合は男性の50歳代、女性の30歳代で、それぞれ高くなっている。



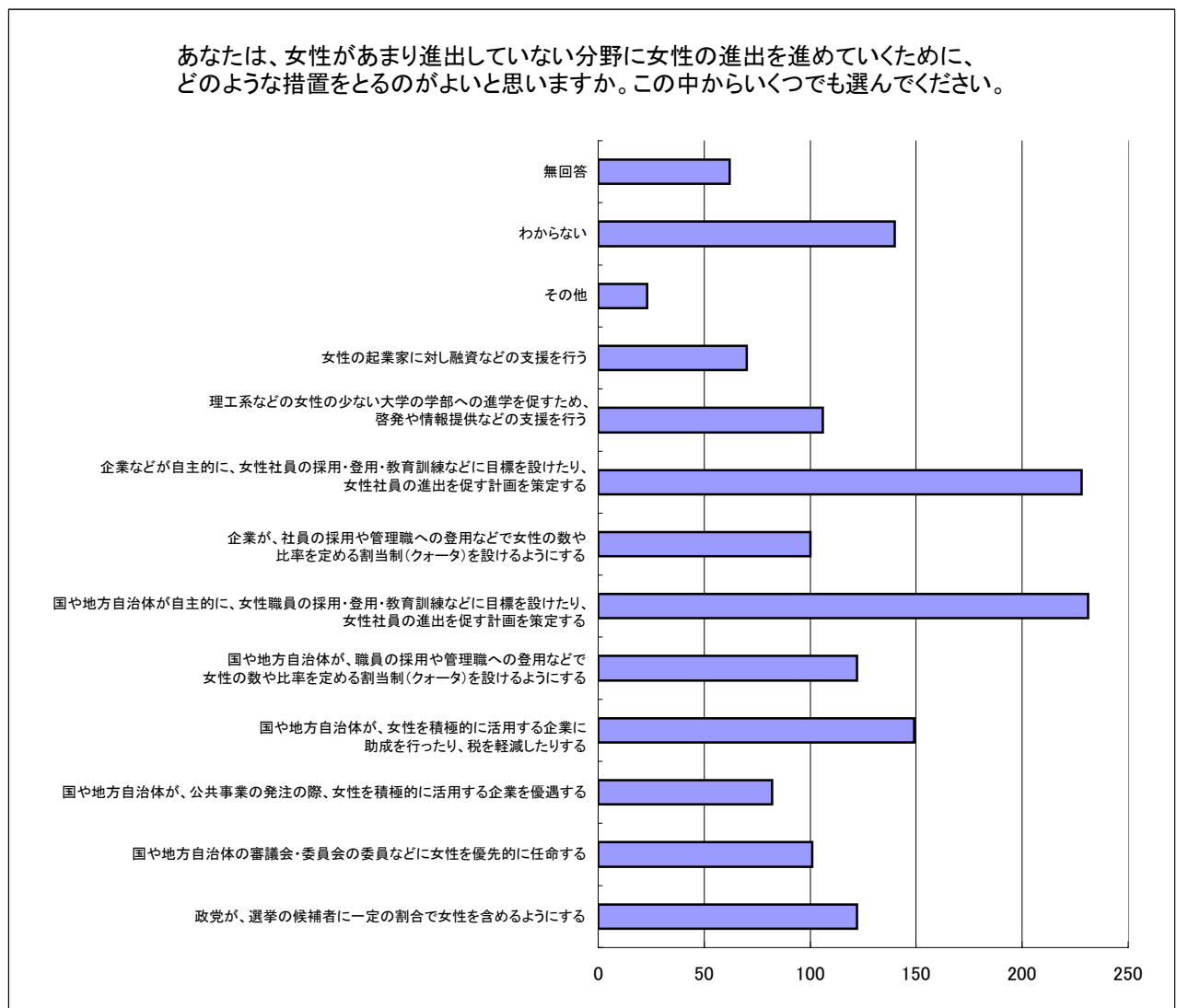
2 女性の社会進出に関する意識について

(1) 女性の社会進出のための積極的改善措置について

女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思うか聞いたところ、「国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する」を挙げた者の割合が28.3%

(国：29.0%)と最も高く、以下、「企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する」28.0% (国：34.9%)、「国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制(クォータ)を設けるようにする」18.3% (国：23.6%)などの順となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が17.2% (国：14.9%)となっている。(複数回答, 上位3項目)

性・年齢別に見ると、「企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する」を挙げた者の割合が女性の20歳代から50歳代で、「国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する」を挙げた者の割合は女性の50歳代で、「国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制(クォータ)を設けるようにする」を挙げた者の割合は女性の40歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

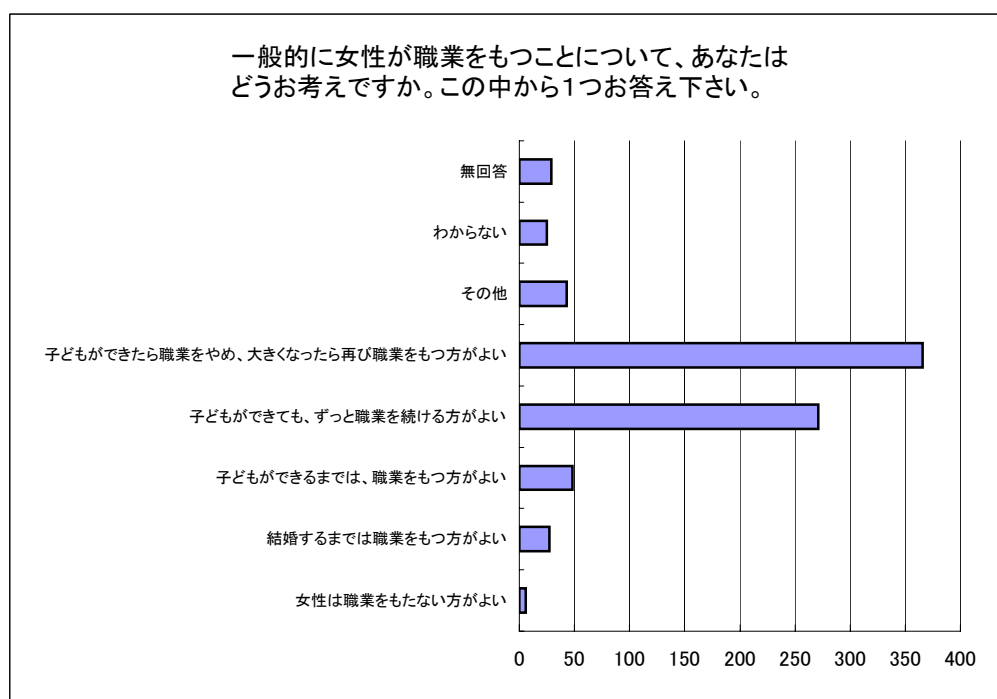


(2) 女性が職業をもつことについての考え

一般的に女性が職業をもつことについて、どう考えるか聞いたところ、「女性は職業をもたない方がよい」と答えた者の割合が0.7%（国：2.7%）、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」と答えた者の割合が3.3%（国：6.7%）、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」と答えた者の割合が5.9%（国：10.2%）、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた者の割合が33.3%（国：40.4%）、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた者の割合が44.9%（国：34.9%）となっている。

性別で大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、女性の30歳代、50歳代のみで「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」を上回っている。



3 家庭生活等に関する意識等について

(1) 結婚観、家庭観等に関する意識

結婚、家庭、離婚についての考え方を聞いた結果は、以下のとおりである。

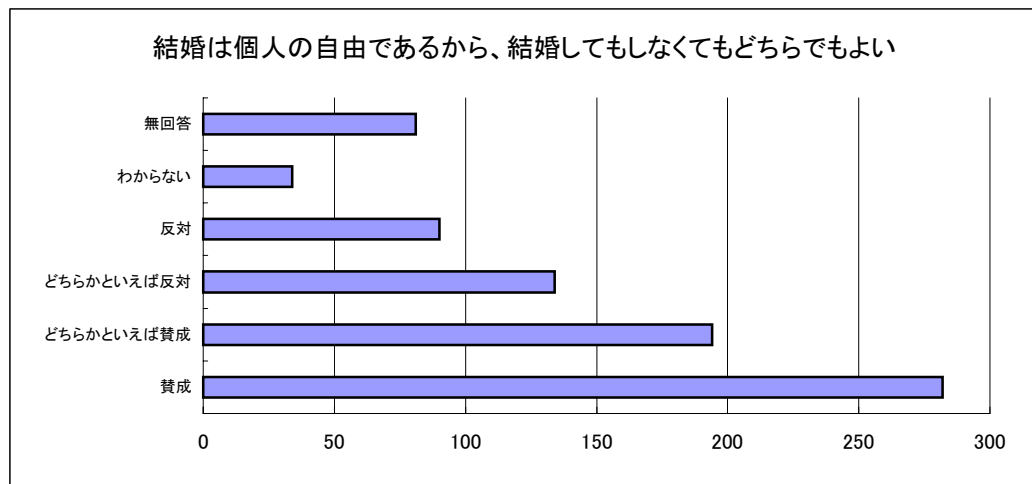
1) 結婚について

ア 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよいか

結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよいか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が58.4%（国：68.0%）（「賛成」34.6%＋「どちらかといえば賛成」23.8%）、「反対」とする者の割合が27.4%（国：28.9%）（「どちらかといえば反対」16.4%＋「反対」11.0%）となっている。

性別にみると、「賛成」とする者の割合は女性で、「反対」とする者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は女性の20歳代から50歳代と男性の20歳代から40歳代で、「反対」とする者の割合は女性60歳以上と男性の50歳以上で、それぞれ高くなっている。



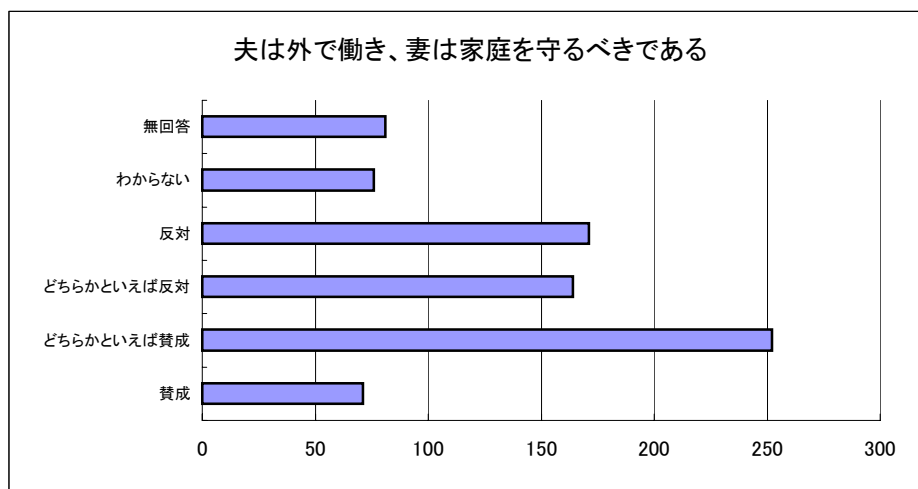
2) 家庭について

ア 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が39.6%（国：45.2%）（「賛成」8.7%＋「どちらかといえば賛成」30.9%）、「反対」とする者の割合が41.1%（国：48.9%）（「どちらかといえば反対」20.1%＋「反対」21.0%）となっている。

性別に見ると、「賛成」とする者の割合は男性で、「反対」とする者の割合は女性で、わずかであるが高くなっている。

性・年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は女性の60歳以上と男性の60歳以上で、「反対」とする者の割合は女性の10歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。

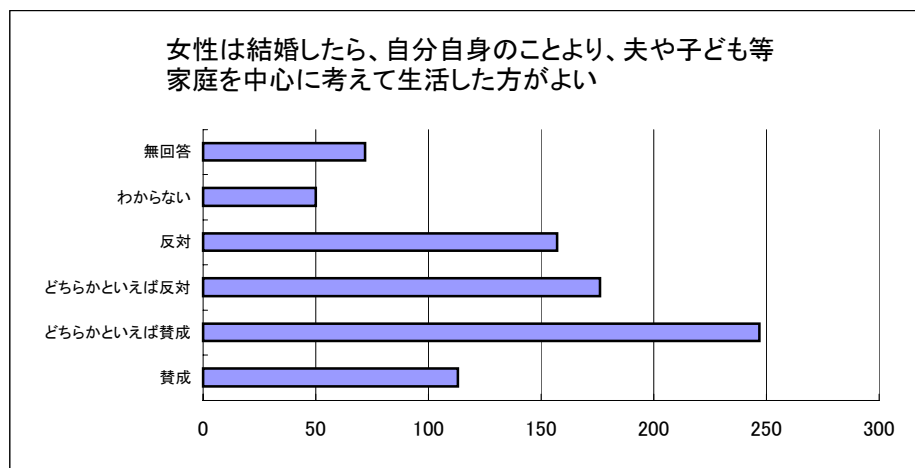


イ 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよいか

女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよいか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が44.2%（国：52.4%）（「賛成」13.9%＋「どちらかといえば賛成」30.3%）、「反対」とする者の割合が40.9%（国：42.6%）（「どちらかといえば反対」21.6%＋「反対」19.3%）となっている。

性別に見ると、「反対」とする者の割合は女性で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は女性の60歳以上と男性の10歳代、70歳以上で、「反対」とする者の割合は女性の10歳代から50歳代と男性の10歳代から30歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

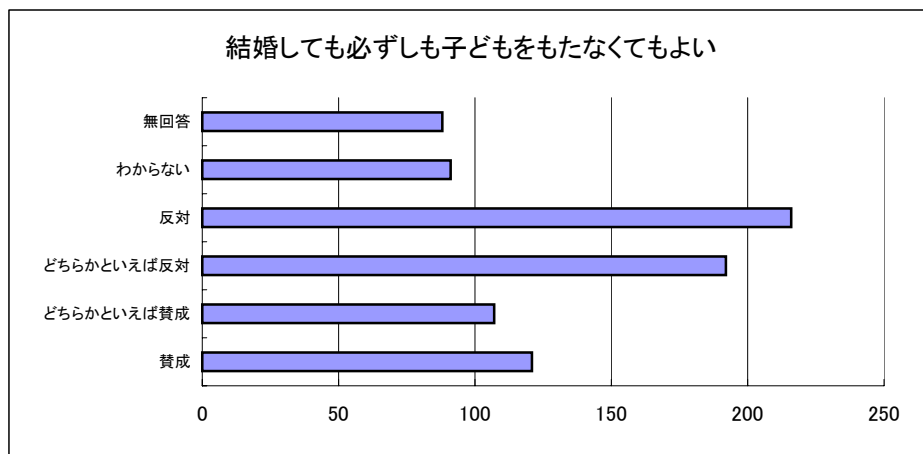


ウ 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はないか

結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はないか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が27.9%（国：41.4%）（「賛成」14.8%＋「どちらかといえば賛成」13.1%）、「反対」とする者の割合が50.1%（国：51.3%）（「どちらかといえば反対」23.6%＋「反対」26.5%）となっている。

性別に見ると、「賛成」とする者の割合は女性で、「反対」とする者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は女性の20歳代から40歳代で、「反対」とする者の割合は女性の50歳以上と男性の40歳以上で、それぞれ高くなっている。



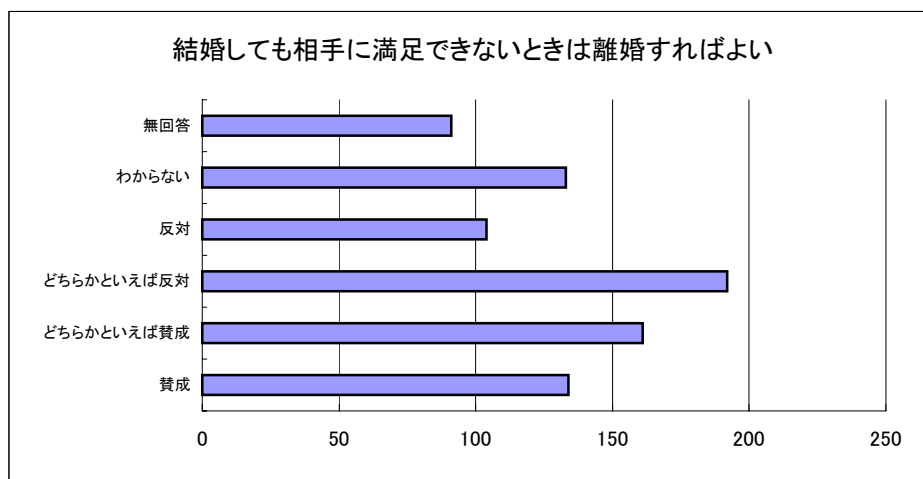
3) 離婚について

ア 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよいか

結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよいか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が36.2%（国：51.1%）（「賛成」16.4%＋「どちらかといえば賛成」19.8%）、「反対」とする者の割合が36.4%（国：40.1%）（「どちらかといえば反対」23.6%＋「反対」12.8%）となっている。

性別で大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると男女とも「賛成」とする者の割合は20歳代から40歳代で、「反対」とする者の割合は50歳以上で、それぞれ高くなっている。



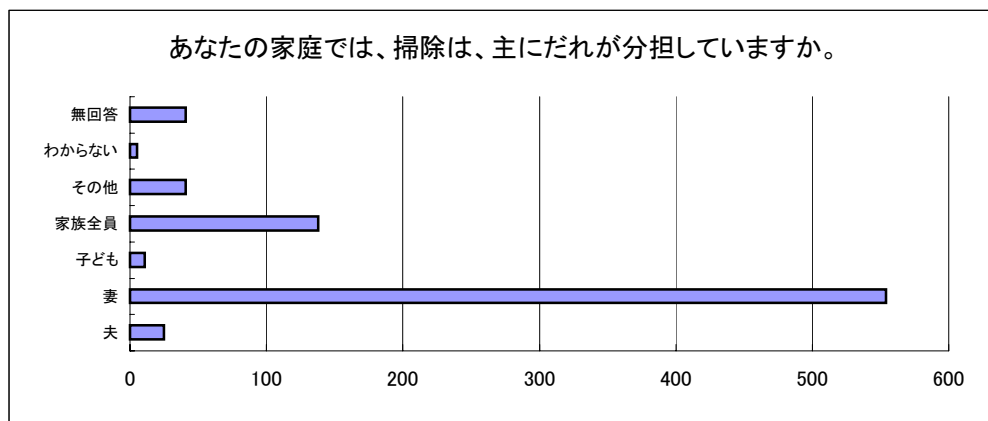
(2) 家庭における家事分担

結婚している者、結婚していないがパートナーと暮らしている者（591人）に次のそれぞれの家事について主に誰が分担しているか聞いたところ、「妻」と答えた者の割合が、「掃除」で68.0%（国：77.6%）、「食事のしたく」で79.3%（国：87.4%）、「食後の後かたづけ、食器洗い」で73.3%（国：78.9%）となっている。

ア 掃除

結婚している者、結婚していないがパートナーと暮らしている者（591人）に掃除について主に誰が分担しているか聞いたところ、「夫」と答えた者の割合が3.1%（国：4.0%）、「妻」と答えた者の割合が68.0%（国：77.6%）、「子ども」と答えた者の割合が1.3%（国：1.0%）、「家族全員」と答えた者の割合が16.9%（国：15.4%）、「その他の人」と答えた者の割合が5.0%（国：2.0%）となっている。

性・年齢別に見ると、「妻」と答えた者の割合は女性の30歳代から50歳代で、男性の40歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

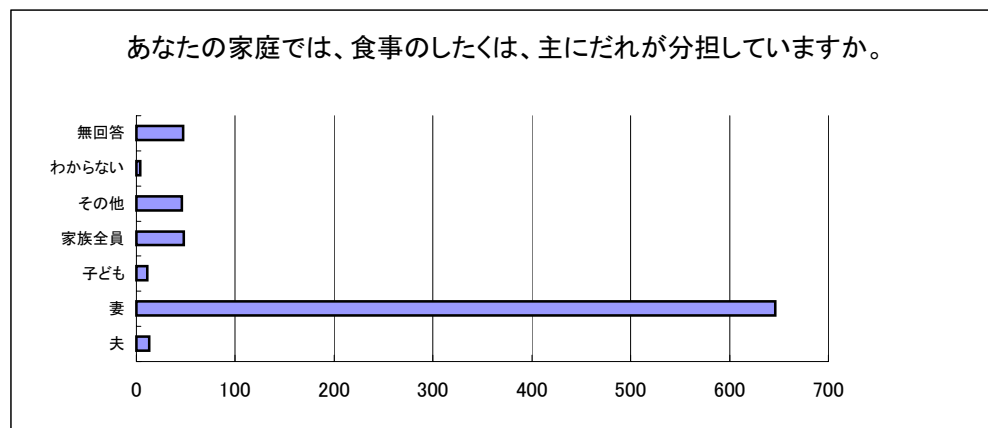


イ 食事のしたく

結婚している者、結婚していないがパートナーと暮らしている者（591人）に食事のしたくについて主に誰が分担しているか聞いたところ、「夫」と答えた者の割合が1.6%（国：1.2%）、「妻」と答えた者の割合が79.3%（国：87.4%）、「子ども」と答えた者の割合が1.3%（国：1.4%）、「家族全員」と答えた者の割合が5.9%（国：7.8%）、「その他の人」と答えた者の割合が5.6%（国：2.0%）となっている。

性別に見ると、「妻」と答えた者の割合は女性で高くなっている。

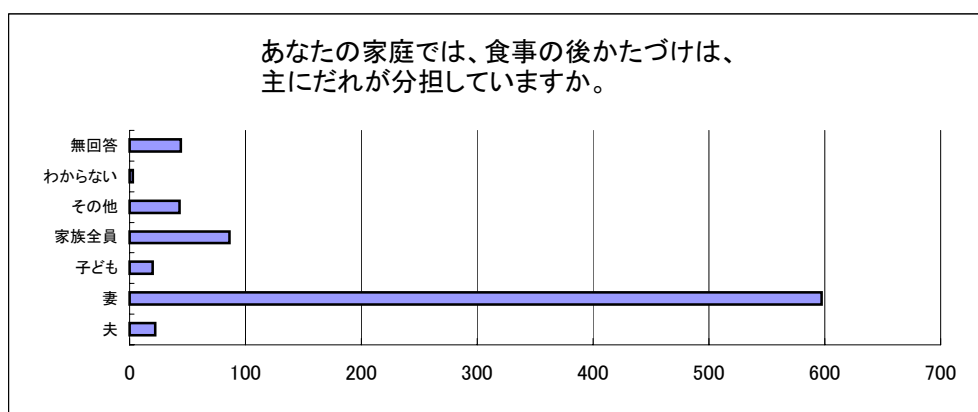
性・年齢別に見ると、「妻」と答えた者の割合は女性の30歳代から50歳代、男性の40歳以上で高くなっている。



ウ 食事の後かたづけ、食器洗い

食事の後かたづけ、食器洗いについて主に誰が分担しているか聞いたところ、「夫」と答えた者の割合が2.7%（国：3.5%）、「妻」と答えた者の割合が73.3%（国：78.9%）、「子ども」と答えた者の割合が2.5%（国：2.0%）、「家族全員」と答えた者の割合が10.6%（国：13.9%）、「その他の人」と答えた者の割合が5.3%（国：1.8%）となっている。

性別に見ると、「妻」と答えた者の割合は女性で高くなっている。



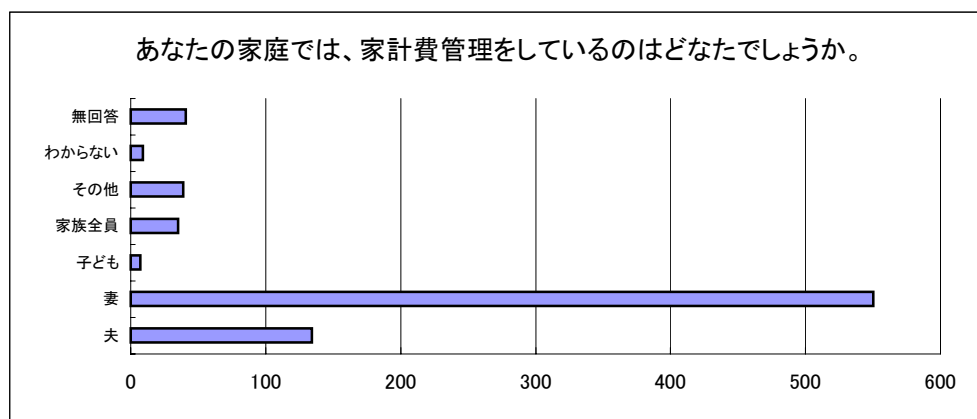
(3) 家庭における最終決定者

次のそれぞれについて家庭における最終決定者は誰か聞いたところ、「妻」と答えた者の割合が「家計費管理」で67.5%（国：67.1%）、「夫」と答えた者の割合が「家庭における全体的な実権」で55.5%（国：48.5%）となっている。

ア 家計費管理

家計費管理について最終的に決定するのは誰か聞いたところ、「夫」と答えた者の割合が16.4%（国：14.1%）、「妻」と答えた者の割合が67.5%（国：67.1%）、「家族全員」と答えた者の割合が4.3%（17.0%）、「その他の人」と答えた者の割合が4.8%（国：1.8%）となっている。

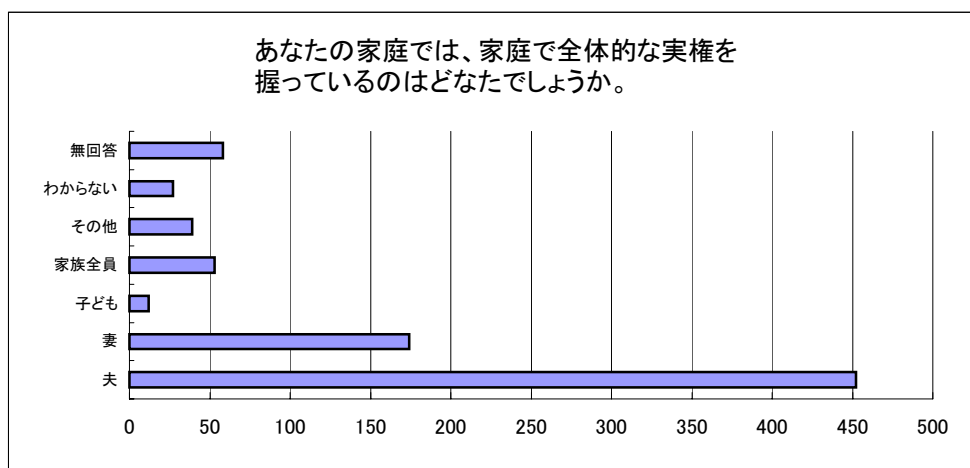
性別に見ると、「妻」と答えた者の割合は女性で高くなっている。



イ 家庭における全体的な実権

家庭における全体的な実権を握っているのは誰か聞いたところ、「夫」と答えた者の割合が55.5%（国：48.5%）、「妻」と答えた者の割合が21.3%（国：22.7%）、「家族全員」と答えた者の割合が6.5%（国：25.9%）、「その他の人」と答えた者の割合が6.3%（国：2.4%）となっている。

性別に見ると、「夫」と答えた者の割合は男性で高くなっている。



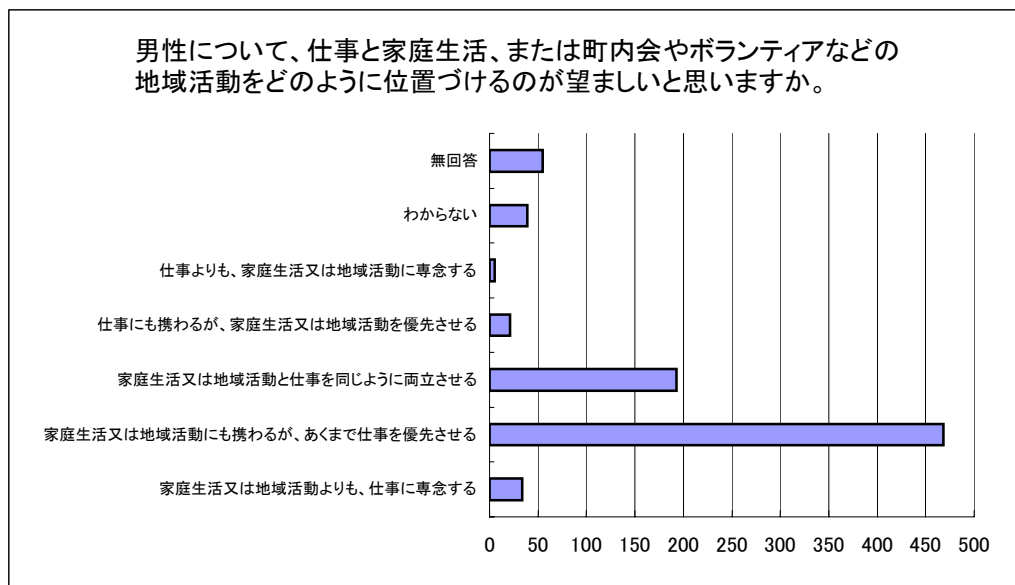
(4) 男女の仕事と、家庭生活や地域活動への望ましい係わり方

仕事と、家庭生活や地域活動について、女性や男性それぞれの係わり方として、望ましいと思う係わり方について聞いた結果は、以下のとおりである。

ア 男性の望ましい係わり方

仕事との関係において、家庭生活または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思うか、男性について聞いたところ、「仕事を優先する」とする者の割合が61.6%（国：68.5%）（「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する」4.2%＋「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」57.4%）、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた者の割合が23.7%（国：23.1%）、「家庭生活又は地域活動を優先する」とする者の割合が3.2%（国：4.6%）（「仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる」2.6%＋「仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する」0.6%）となっている。

性・年齢別に見ると、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた者の割合は男性の20歳代から40歳代で高くなっている。

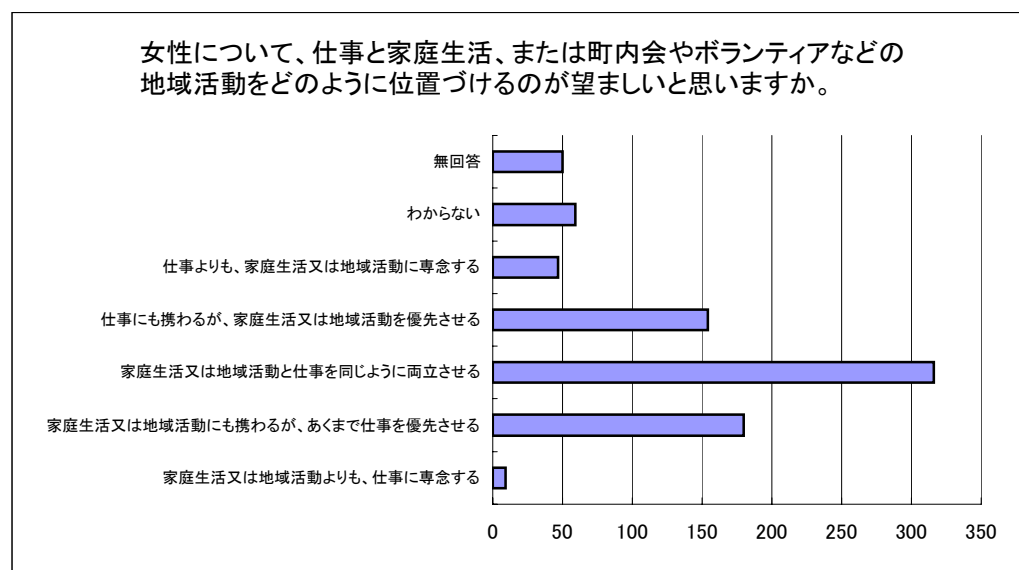


イ 女性の望ましい係わり方

仕事との関係において、家庭生活または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思うか、女性について聞いたところ、「仕事を優先する」とする者の割合が23.2%（国：25.1%）（「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する」1.1%＋「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」22.1%）、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた者の割合が38.8%（国：37.1%）、「家庭生活又は地域活動を優先する」とする者の割合が24.7%（国：31.8%）（「仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる」18.9%＋「仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する」5.8%）となっている。

性別に見ると、「家庭生活又は地域活動を優先する」とする者の割合は女性より男性の方が高くなっている。

性・年齢別に見ると、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた者の割合は女性の20歳代から50歳代で高くなっている。

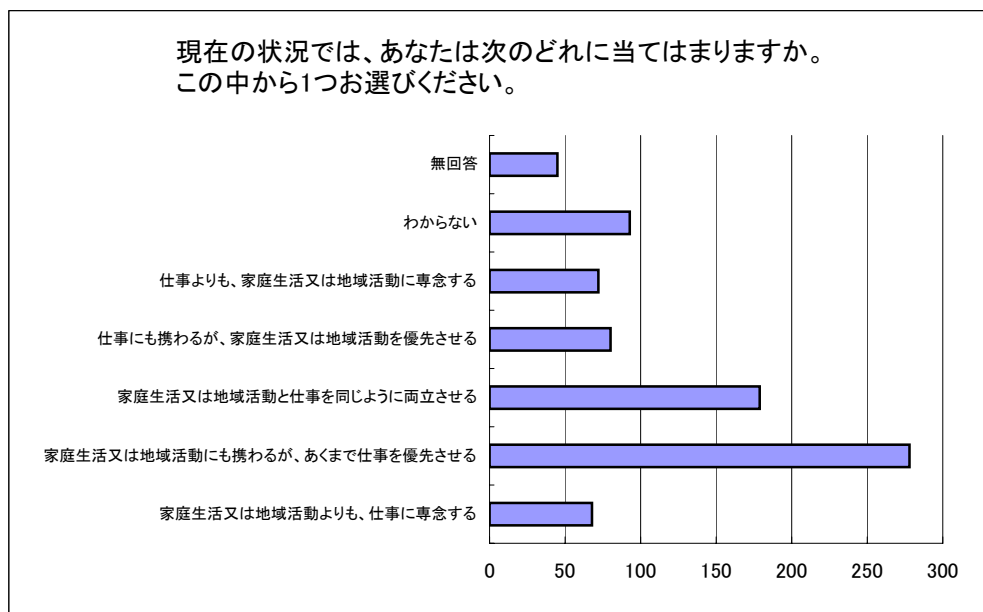


(5) 現在の家庭生活や地域活動への係わり方

現在の家庭生活や地域活動への係わり方について聞いたところ、「仕事を優先している」とする者の割合が42.4%（国：41.0%）（「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念している」8.3%＋「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」34.1%）、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている」と答えた者の割合が22.0%（国：18.6%）、「家庭生活又は地域活動を優先している」とする者の割合が18.6%（国：32.0%）（「仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させている」9.8%＋「仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念している」8.8%）となっている。

性別に見ると、「仕事を優先している」とする者の割合は男性で、「家庭生活又は地域活動を優先している」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

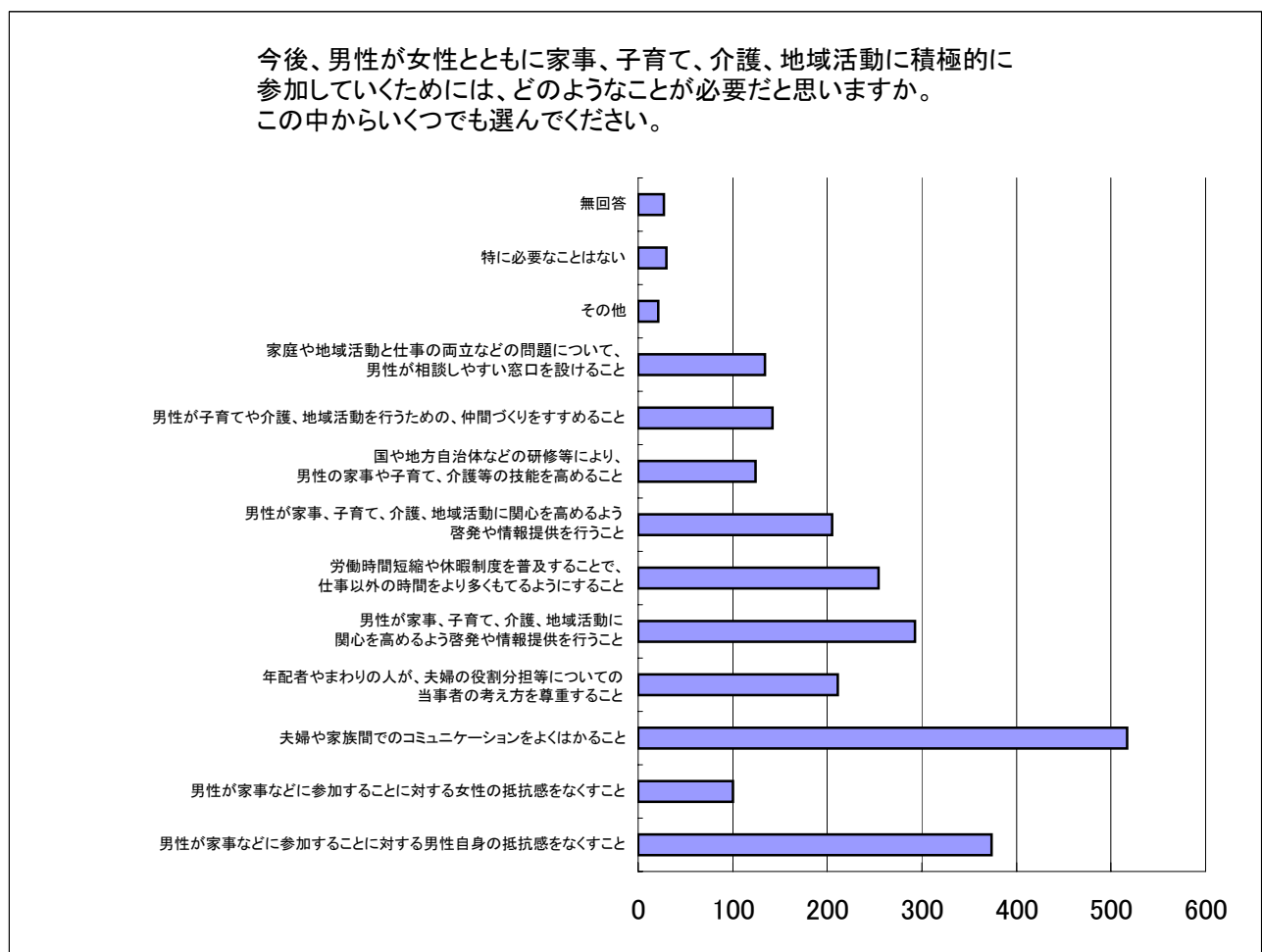
性・年齢別に見ると、「仕事を優先している」とする者の割合は男性の20歳代から50歳代で、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている」と答えた者の割合は女性の40歳代から60歳代で、「家庭生活又は地域活動を優先している」とする者の割合は女性の40歳代で、それぞれ高くなっている。



(6) 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要か聞いたところ、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を挙げた者の割合が63.4%（国：57.8%）と最も高く、以下、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」45.9%（国：44.0%）、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」36.0%（国：38.2%）、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」31.1%（国：30.2%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）

性別に見ると、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

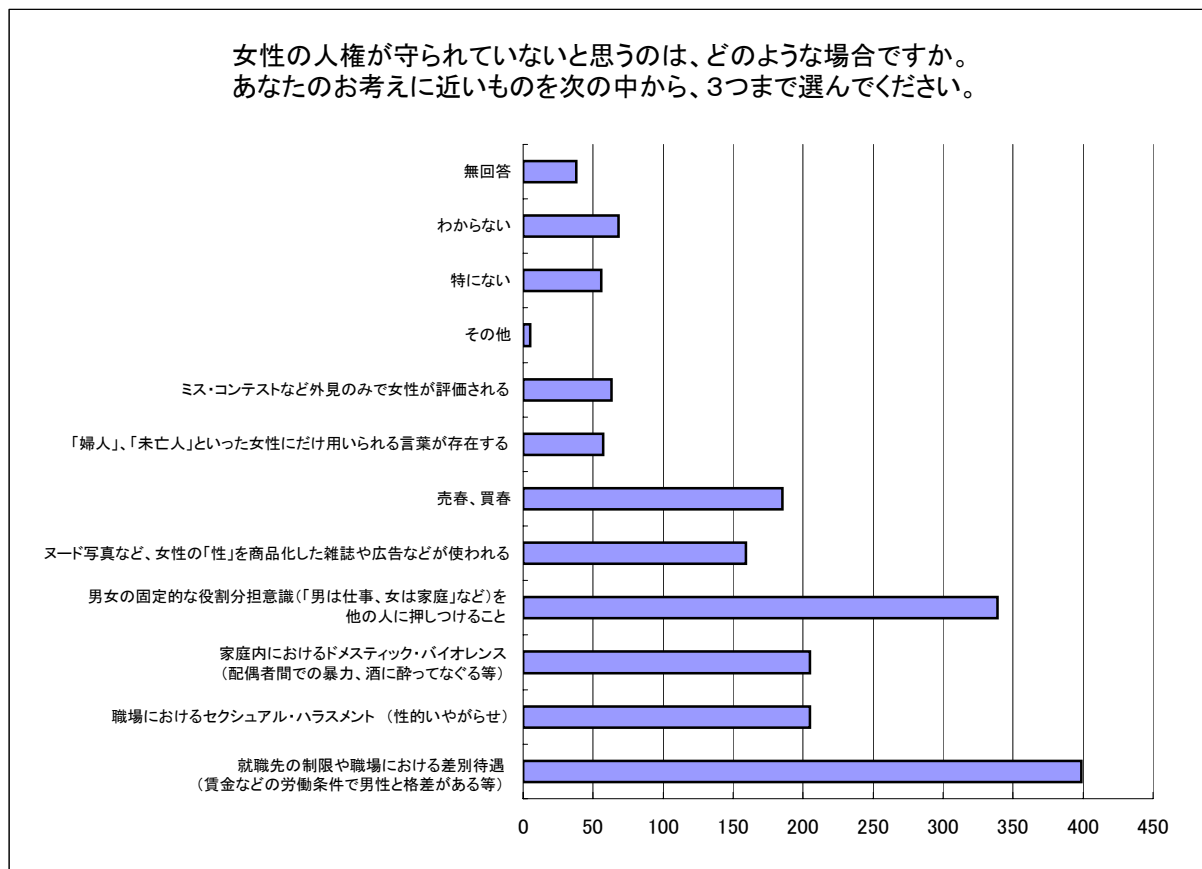


4 女性の人権に関する意識について

(1) 女性の人権が守られていないと思うのは

女性の人権が守られていないと思うのは、どのような場合か聞いたところ、「就職先の制限や職場における差別待遇」を挙げた者の割合が49.0%（県：44.0%）と最も高く、以下、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」42.0%（県：37.0%）、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」25.2%（県：24.5%）、「家庭内におけるドメスティック・バイオレンス」25.2%（県：24.1%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）

性別で大きな差異は見られない。



(2) 配偶者・パートナーからの暴力の有無

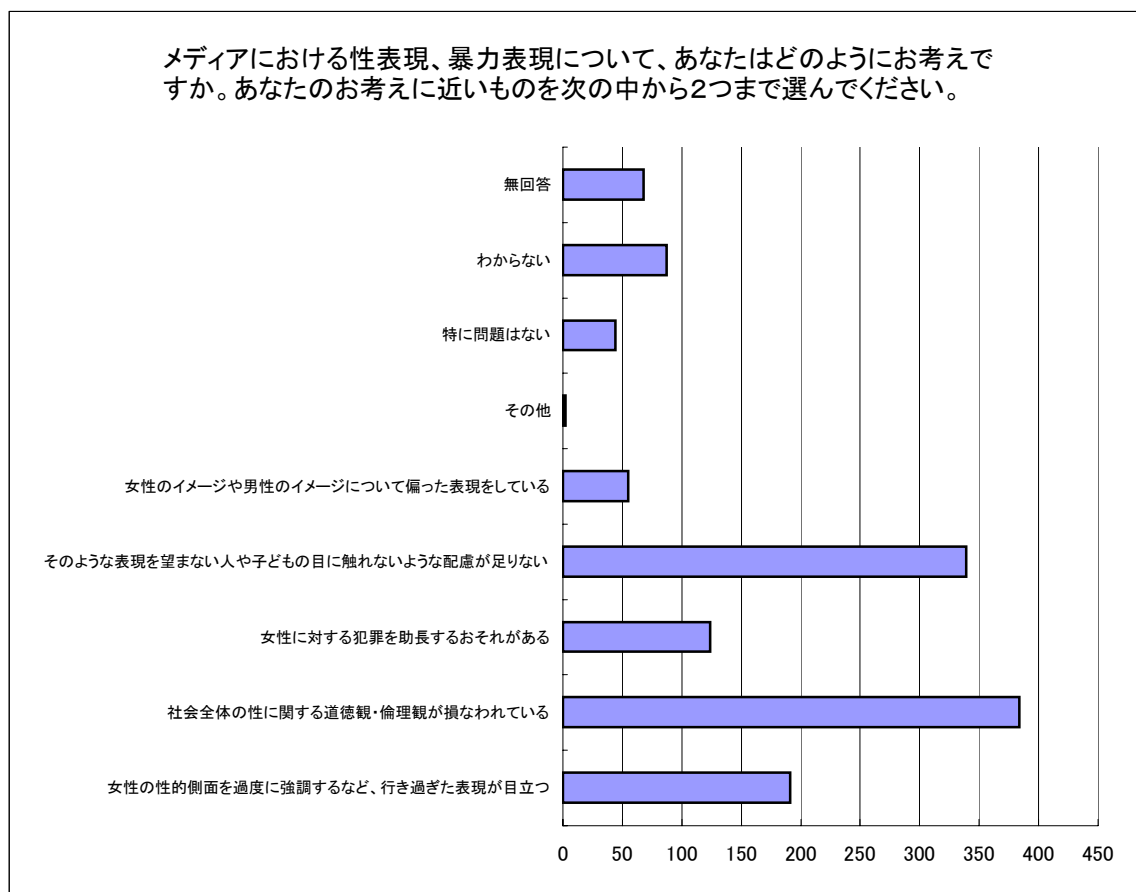
配偶者・パートナーからの暴力の有無について聞いたところ、「経験がある」と回答した者（「何度もあった」＋「数回あった」）は、「大声でどなられる」とする者の割合が21.9%（県：18.2%）と最も高く、以下、「何を言っても無視される」12.4%（県：7.7%）、「誰のおかげで生活できるんだとかかいしようなしとか言われる」6.9%（県：6.7%）、「交友関係や電話を細かく監視される」6.4%（県：5.5%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）

「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」と回答した者（「何度もあった」＋「数回あった」）は、女性1.6%（9人）、男性0.0%（0人）、「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」と回答した者は、女性3.9%（11人）、男性0.3%（1人）、「医師の治療が必要とならない程度の暴行をうける」と回答した者は、女性6.7%（19人）、男性0.7%（2人）、となっている。年齢別で見ると、全ての区分で50歳代の割合が高くなっている。

暴力を受けた場合の相談先について複数回答により聞いたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（43.4%）と回答した者の割合が最も高くなっており、次いで「友人・知人」（19.4%）、「家族」（17.1%）の順となっている。公的機関では「人権擁護委員等」（3.1%）、「配偶者暴力相談支援センター」（3.1%）「その他の公的な機関」（3.1%）の順となっている。

(3) メディアにおける性・暴力表現

メディアにおける性・暴力表現について聞いたところ、「特に問題はない」と回答した者の割合は5.4%と少なく、「社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている」を挙げた者の割合が47.1%（県：51.8%）と最も高く、以下、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」41.6%（県：39.0%）、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」23.4%（県：28.6%）、「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」15.2%（県：18.7%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）



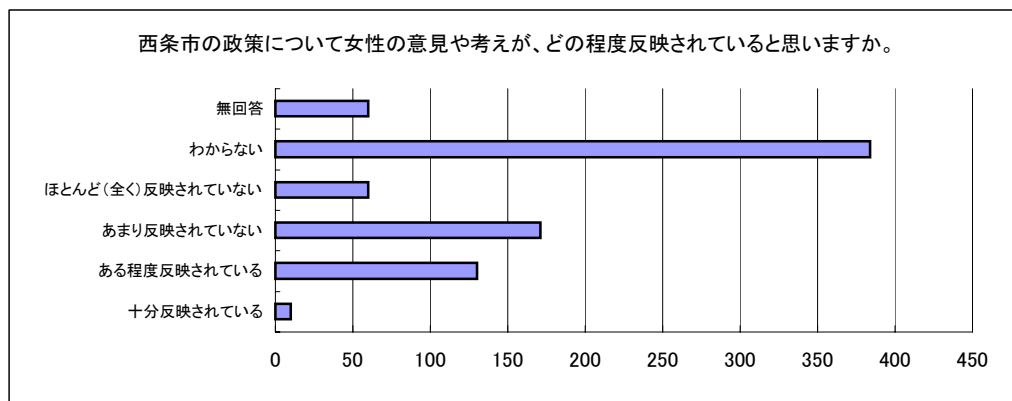
5 意思決定への女性の参画意識について

(1) 西条市の政策に女性の意見や考えが、どの程度反映されているか。

西条市の政策に女性に意見や考えがどの程度反映されているか聞いたところ、「反映されている」と回答した者の割合が17.2%（「十分反映されている」1.2%＋「ある程度反映されている」16.0%）、「反映されていない」と回答した者の割合が28.4%（「あまり反映されていない」21.0%＋「ほとんど反映されていない」7.4%）と「反映されていない」と感じている者の割合の方が高くなっている。また、「わからない」と回答した者の割合が47.1%であった。

性別で大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、「反映されていない」と回答した者の割合は、女性の30歳代、40歳代で、男性の30歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

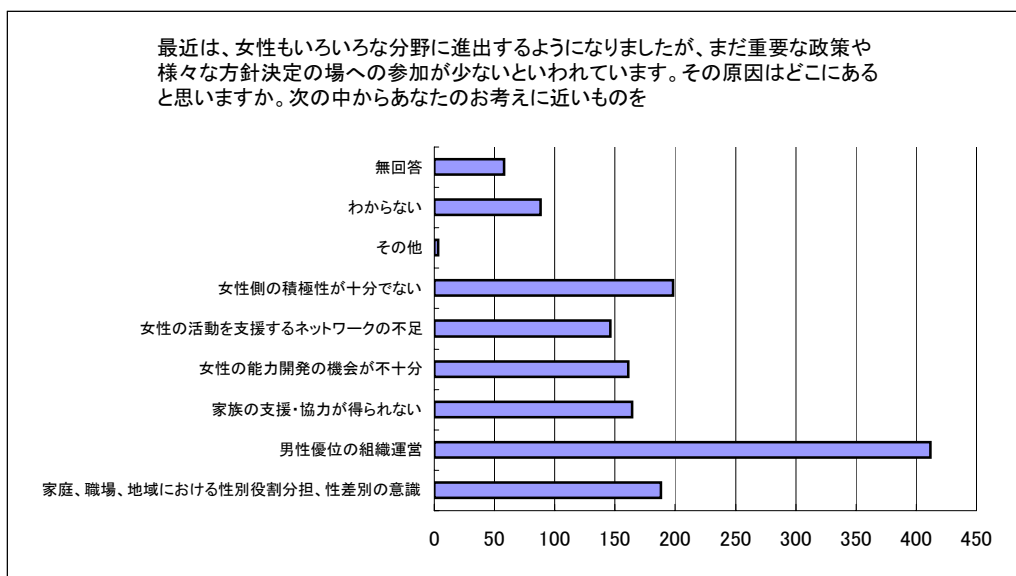


(2) 政策決定の場への女性の進出が進まない理由

政策決定の場への女性の進出が進まない理由について聞いたところ、「男性優位の組織運営」を挙げた者の割合が50.6%（県：43.7%）と最も高く、以下、「女性側の積極性が十分でない」24.3%（県：19.5%）、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」23.1%（県：27.3%）、「家族の支援・協力が得られない」20.1%（県：22.2%）、「女性の能力開発の機会が不十分」19.8%（県：19.6%）などの順となっている。（複数回答，上位5項目）

性別で大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、「男性優位の組織運営」と回答した者の割合は、女性の20歳代、40歳代、50歳代で、男性の20歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。

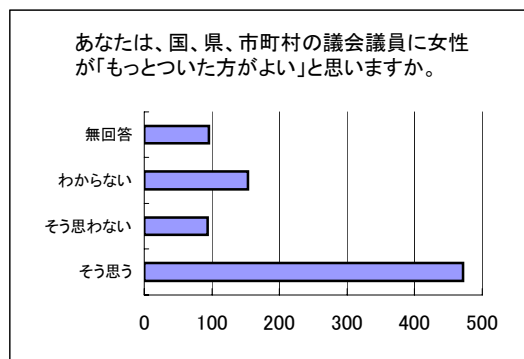
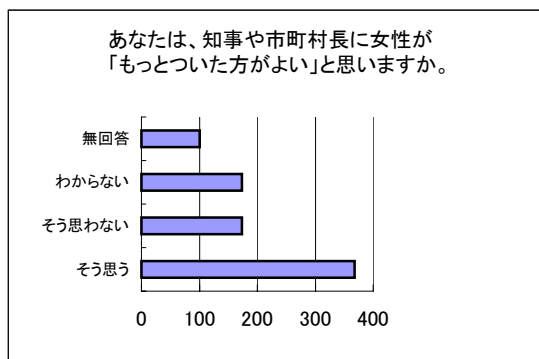
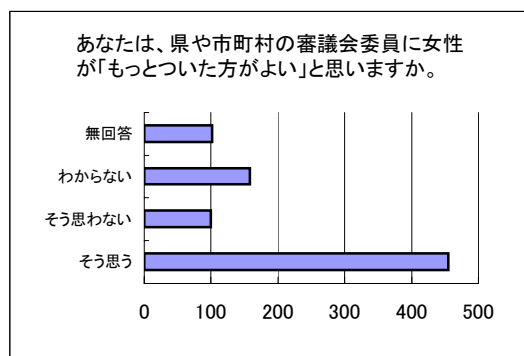
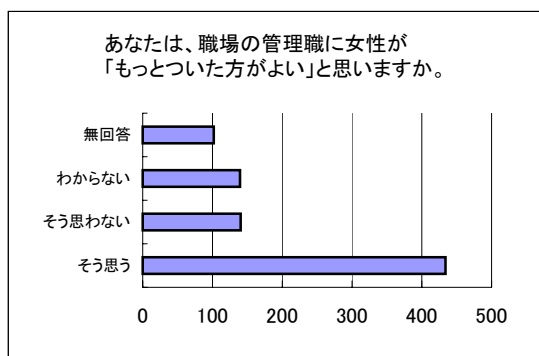
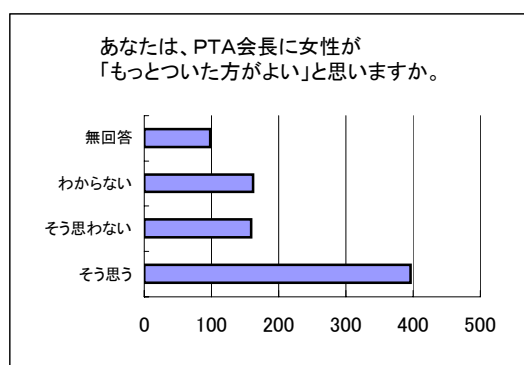
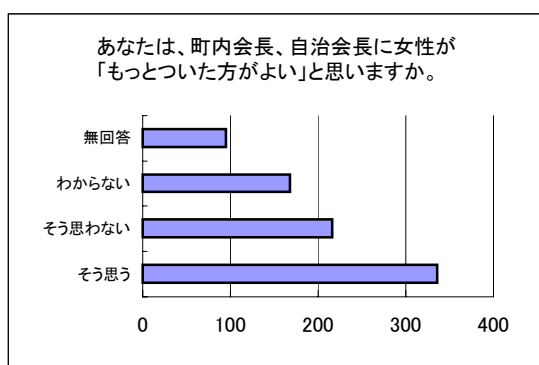


(3) 女性の役職や公職への就任

ア 女性がもっとついたらほうがよい役職や公職

女性が役職や公職にもっとついたらほうがよいかと聞いたところ、全ての役職や公職において「そう思う」と回答した者の割合が、「そう思わない」と回答した者の割合を大幅に上回っている。特に「国、県、市町村の議会議員」57.9%（県：52.1%）、「県や市町村の審議会委員」55.8%（県：49.2%）、「職場の管理職」53.3%（県：48.4%）では、「そう思う」と回答した者の割合が高くなっている。

性別に見ると、全ての役職や公職において、「そう思う」と回答した者の割合は、男性が女性を上回っている。「町内会長、自治会長」においては、男性51.5%に対し、女性32.6%と差が多くなっている。

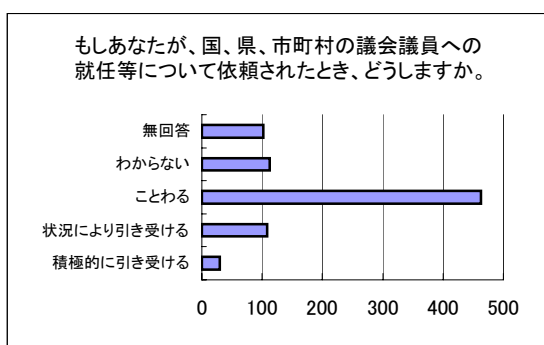
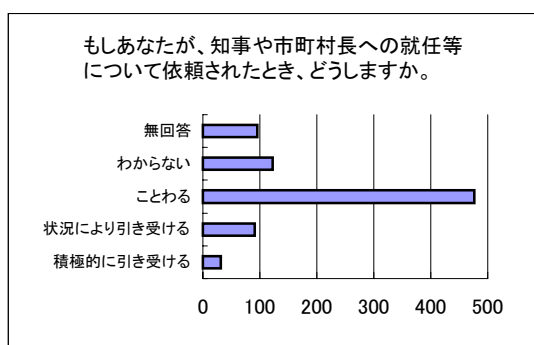
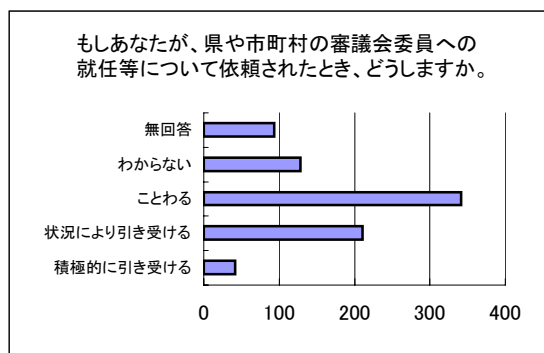
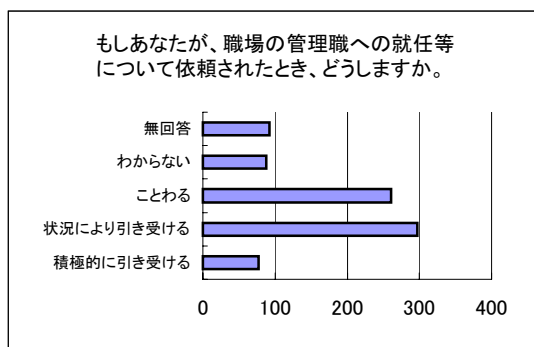
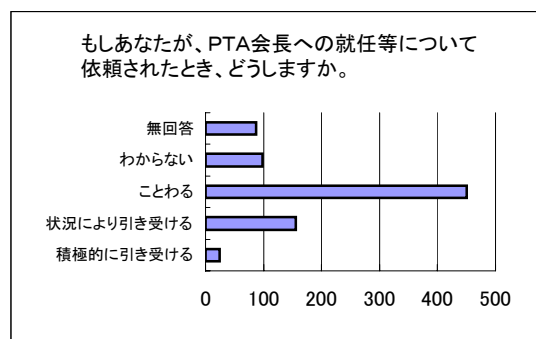
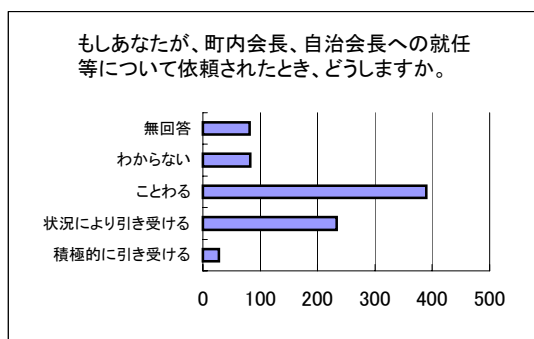


イ 就任依頼があった場合の対応

自分に役職や公職の就任依頼があった場合どうするかという問いについては、「職場の管理職」を除いて「ことわる」と回答した者の割合が最も高くなっている。

性別に見ると、「知事・市町村長」、「国・県・市町村の議会議員」を除く役職、公職において「ことわる」と回答した者の割合は、女性が男性を上回っている。特に「職場の管理職」においては「ことわる」と回答した者の割合が、男性25.2%に対し、女性37.2%、「町内会長・自治会長」においては「ことわる」と回答した者の割合が、男性41.3%に対し、女性53.3%、となっている。

性・年齢別に見ると、「職場の管理職」において「ことわる」と回答した者の割合は、男性の50歳代で13.0%に対し、女性の50歳代で40.8%と較差が最も大きい。



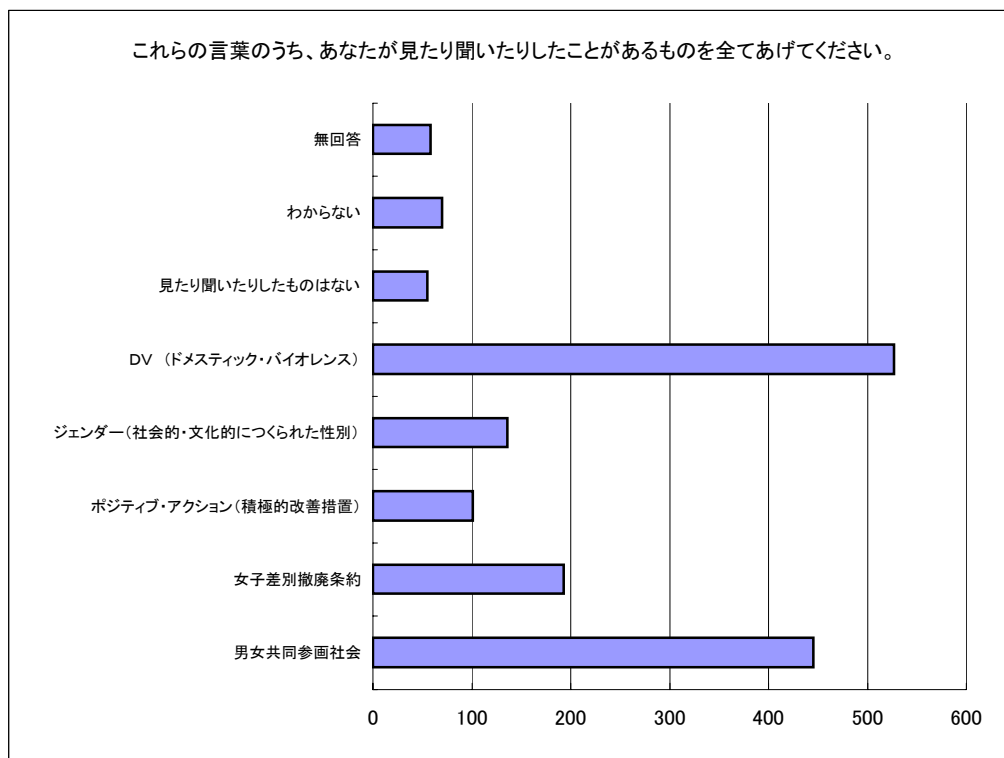
6 男女共同参画社会の形成に関する意識について

(1) 男女共同参画に関する用語の周知度

女性に関する言葉のうち、見たり聞いたりしたことがあるものを聞いたところ、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」を挙げた者の割合が64.7%と最も高く、以下、「男女共同参画社会」（54.6%）、「女子差別撤廃条約」（23.7%）、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」（16.7%）、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」（12.4%）などの順となっている。なお、「見たり聞いたりしたものはなし」「わからない」「無回答」と答えた者の合計は29.2%となっている。（複数回答）

性別で大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、「男女共同参画社会」を挙げた者の割合は女性の50歳以上と男性の50歳代から60歳代で、「女子差別撤廃条約」を挙げた者の割合は男性の20歳代で、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」を挙げた者の割合は女性の20歳代から40歳代と男性の40歳代で、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」を挙げた者の割合は女性の30歳代と男性の20歳代、30歳代で、それぞれ高くなっている。

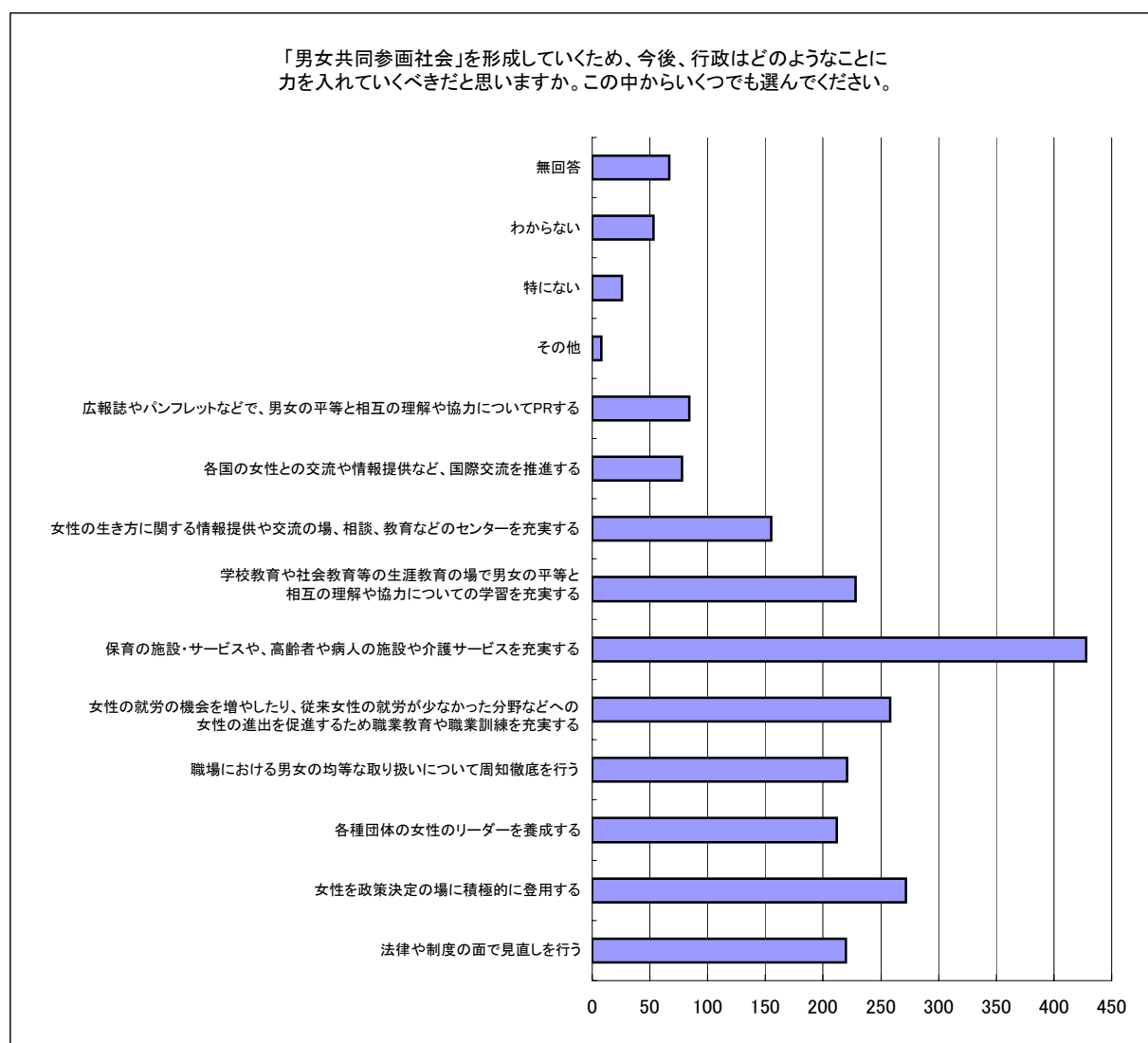


(2) 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いか聞いたところ、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」を挙げた者の割合が52.5%（国：49.7%）と最も高く、以下、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」（33.4%）、「女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するため職業教育や職業訓練を充実する」（31.7%）「学校教育や社会教育等の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」（28.0%）「職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う」（27.1%）、などの順となっている。（複数回答、上位5項目）

性別に見ると、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」を挙げた者の割合は女性で、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」を挙げた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」を挙げた者の割合は女性の20歳代から40歳代と男性の30歳代で、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」を挙げた者の割合は男性の50歳代で、「女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するため職業教育や職業訓練を充実する」を挙げた者の割合は女性の50歳代と男性の30歳代、40歳代で、「職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う」を挙げた者の割合は女性の20歳代で、それぞれ高くなっている。





わたしを活かす
地域をいかす